資料３

高齢者福祉計画・第１０期介護保険事業計画の構成について

米沢市介護保険運営協議会

第１章

計画策定の趣旨

１　法令の根拠

この計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 第 1 項による高齢者福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定による介護保険事業計画策定、さらに、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和 5 年法律第 65 号）の目的及び基本理念を踏まえ、認知症施策推進計画を盛り込み、老人福祉事業及び介護保険事業、認知症支援事業を円滑に実施するためのものです。

２　計画策定の背景

我が国の高齢者人口は、総務省統計局の人口推計によると、令和 8 年 4 月 1 日時点で約 3,619 万人、高齢化率は 29.5％となっており、約 3 人に 1 人以上が高齢者という「超高齢社会」を迎えています。

一方、本市における同時点での高齢化率は 34.1％と、国の水準を上回る数値を示しています。

今後も高齢化は進み、住民基本台帳人口を基礎とした独自推計（コーホート変化率法）によると、令和 11 年 10 月 1 日時点では、36.2％に達することが見込まれています。

介護保険制度は、こうした高齢社会における介護問題の解決、要介護者等を社会全体で支える仕組みとして平成 12 年 4 月に創設されました。

本市では、介議保険導入に合わせて策定した第 1 期計画（平成 12 年度～）以降、法に定められている見直しを行い、介護サービスや生活支援サービスの整備、介護予防の推進を図ってきました。特に第 5 期計画以降、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを推進し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるまちづくりを進めてきました。

第 10 期計画では、第 9 期計画の成果を基に、国の方針に協調しながら、さらなる高齢化が見込まれる本市における高齢者福祉の充実を図る方針を立てています。具体的には、介護予防、認知症総合支援、地域包括ケアシステムの整備などに力点を置きつつ、長期的には、団塊ジュニアの世代が 65 歳に達し、現役世代が急減する令和 22（2040）年までのビジョンも視野に入れて、地域包括ケアシステムを支える人材の確保や介護現場における生産性向上の推進等、適切なサービスの提供ができる体制の構築に取り組みます。 我々が直面する課題の解決に向けて、適切な介護サービスや予防策の実施、及びそれに基づく施策の整備を進めていくことが求められています。

第 10 期計画は、その中長期的視野をもとに、本市の高齢者福祉の課題に総合的かつ体系的に取り組み、解決するための計画として、ここに策定します。

３　計画の基本的考え方

（１）基本理念

本計画は、市の最上位計画である米沢市まちづくり総合計画の目指すべき将来像である「しあわせ　循環　学園都市・よねざわ」と、誰もが住み慣れた地域で個性を生かし、お互いが支え合い助け合うことにより、安心していきいきと生活できるまちであり、一人ひとりが尊重されて住みやすい共生社会の米沢となるよう、地域福祉計画と同じ次の基本理念を掲げます。

> 誰もが一人ひとりを尊重し、支えあい、いきいきと生活できるまち　よねざわ

互いに助け合う共助の精神や、重層的な支え合いのネットワークを構築し、高齢者が孤立することなく、地域の中で安心して暮らせる環境を目指します。

高齢者が心身ともに健やかに、生きがいを持って生活ができ、年齢を重ねても希望を持ち、いきいきと暮らせる環境を目指します。

この基本理念に基づき、高齢になっても住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向け、具体的な施策を展開していきます。

（２）大ビジョン

基本理念に掲げた米沢を達成するために、大ビジョンを 3 つ掲げます。

大ビジョン １	自立して暮らすことができるまち
大ビジョン ２	互いに支え合いができるまち
大ビジョン ３	いきがいを持つことができるまち

（３）中ビジョン

大ビジョンを達成するため、より具体的な目標を掲げます。

中ビジョン１【健康長寿】一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる
中ビジョン２【社会参加】多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる
中ビジョン３【いきがい】誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし持ち続けることができる
中ビジョン４【支えあい・助け合い】心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる
中ビジョン５【住まい】自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

４　計画の期間

この計画は、令和 9 年度を初年度とする令和 11 年度までの 3 年間を計画期間としています。

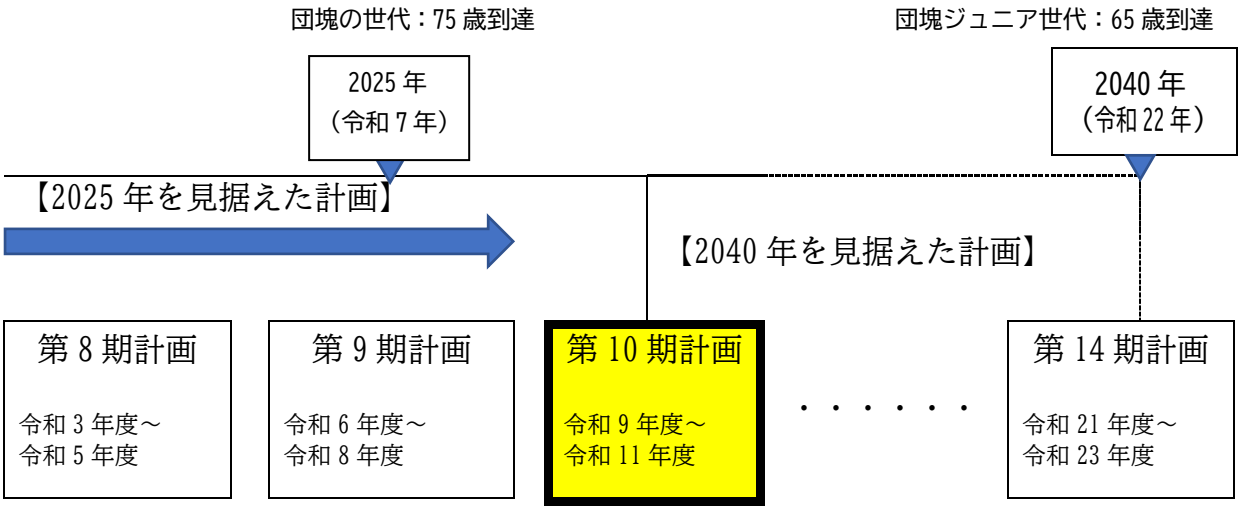

5　計画の進行管理と評価

本市では、本計画に掲げた各施策が円滑に推進されるよう、定期的に事業の進捗状況を確認し、課題を分析します。その評価結果は、介護保険運営協議会等に報告の上、必要に応じて施策の見直しや修正を行うことで、ＰＤＣＡサイクルを有効活用し、計画全体の進行管理を行います。これにより、本計画の基本理念と基本原則の実現を目指します。

6　他の計画との関係

本計画は、国や県の高齢者施策や計画などを指針としながら、本市の総合計画である「米沢市まちづくり総合計画」を上位計画とし、高齢者福祉に関係する各種計画との連携・協働を図る計画とします。

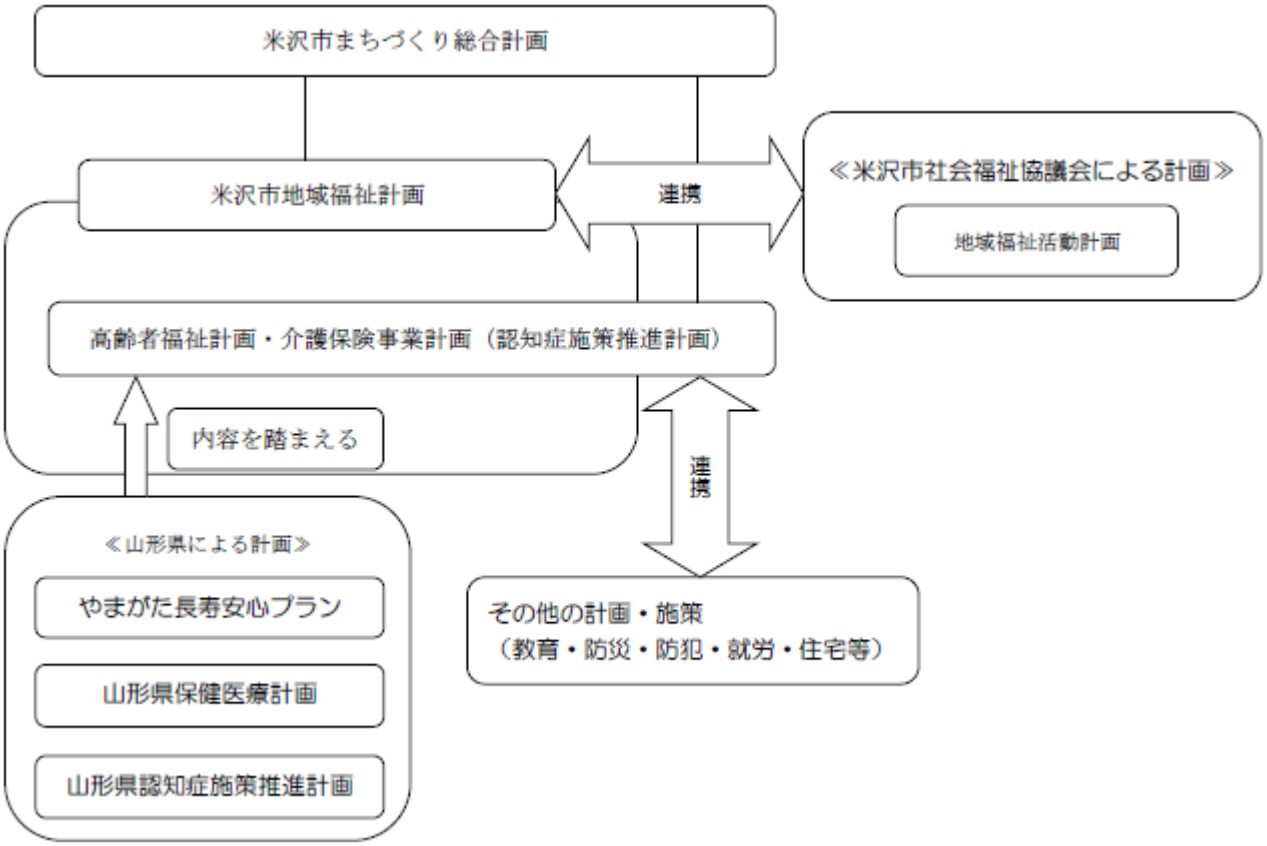

７　計画の策定体制

米沢市介護保険運営協議会条例（平成 12 年米沢市条例第 48 号）第 3 条に基づいて、知識経験を有する者、関係団体の代表者、被保険者等 15 名を、令和 6 年 10 月に協議会委員として委嘱しました。

協議会は令和 6 年度、令和 7 年度に第 9 期計画の実施状況等を進捗管理し、令和 8 年度には事業計画の策定について協議・検討を行ってまいりました。

８　ＳＤＧｓとの関係

本市では、ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に向けた取り組みを推進しています。本計画における各種取り組みを推進することで、主に以下のゴールの達成に寄与します。



目標 3
すべての人に
健康と福祉を

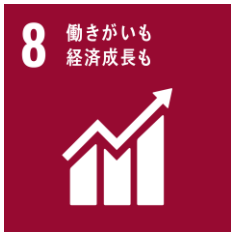

目標 8
働きがいも
経済成長も



目標 10
人や国の不平等
をなくそう



目標 11
住み続けられる
まちづくりを

第２章

高齢者をめぐる現況

推計中、公表待ちの数値につきましては、空欄にしております。

1　高齢者人口等の現況と推計

（1）人口構造

①　現況

本市の 65 歳以上の人口は、令和 4 年度から減少しておりますが、高齢化率は年々増加しており、令和 8 年 10 月 1 日における高齢化率（総人口に占める 65 歳以上人口の割合）は　%となっています。

【人口の推移】

区分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
年少人口 0～14 歳	8,603 人 11.0%	8,295 人 10.7%	7,927 人 10.4%	7,615 人 10.2%	7,202 人 9.8%	人 %
生産年齢人口 15～64 歳	44,329 人 56.6%	43,985 人 56.8%	43,254 人 56.8%	42,347 人 56.6%	41,490 人 56.4%	人 %
40～64 歳	26,002 人 33.2%	25,770 人 33.3%	25,442 人 33.4%	25,031 人 33.5%	24,628 人 33.5%	人 %
高齢者人口 65 歳以上	25,351 人 32.4%	25,187 人 32.5%	24,998 人 32.8%	24,865 人 33.2%	24,859 人 33.8%	人 %
前期高齢者 65～74 歳	12,098 人 15.5%	11,694 人 15.1%	11,407 人 15.0%	11,058 人 14.8%	10,727 人 14.6%	人 %
後期高齢者 75 歳以上	13,253 人 16.9%	13,493 人 17.4%	13,591 人 17.8%	13,807 人 18.5%	14,132 人 19.2%	人 %
総人口	78,283 人	77,467 人	76,179 人	74,827 人	73,551 人	人

※　各年 10 月 1 日における住民基本台帳人口

②　推計

高齢者人口は横ばいに進んだ後、減少していきますが、高齢化率は引き続き上昇していくものと推計されます。

【人口の推計】

区分	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	…	令和 17 年	…	令和 22 年
年少人口 0～14 歳	6,600 人 9.4%	6,323 人 9.2%	6,014 人 9.0%	…	4,580 人 7.8%	…	3,746 人 7.3%
生産年齢人口 15～64 歳	38,672 人 55.3%	37,655 人 55.0%	36,722 人 54.8%	…	30,671 人 52.5%	…	25,352 人 49.2%
（第 2 号被保険者） 40～64 歳	23,636 人 33.8%	23,123 人 33.8%	22,659 人 33.8%	…	19,238 人 32.9%	…	15,797 人 30.7%
高齢者人口 65 歳以上	24,624 人 35.2%	24,459 人 35.7%	24,268 人 36.2%	…	23,190 人 39.7%	…	22,384 人 43.5%
（前期高齢者） 65～74 歳	10,156 人 14.5%	9,950 人 14.5%	9,753 人 14.6%	…	9,210 人 15.8%	…	9,156 人 17.8%
（後期高齢者） 75 歳以上	14,468 人 20.7%	14,509 人 21.2%	14,515 人 21.7%	…	13,980 人 23.9%	…	13,228 人 25.7%
総人口	69,896 人	68,437 人	67,004 人	…	58,441 人	…	51,482 人

※　各年 10 月 1 日時点

※　住民基本台帳人口を基礎とした独自推計（コーホート変化率法）

【人口の推移】

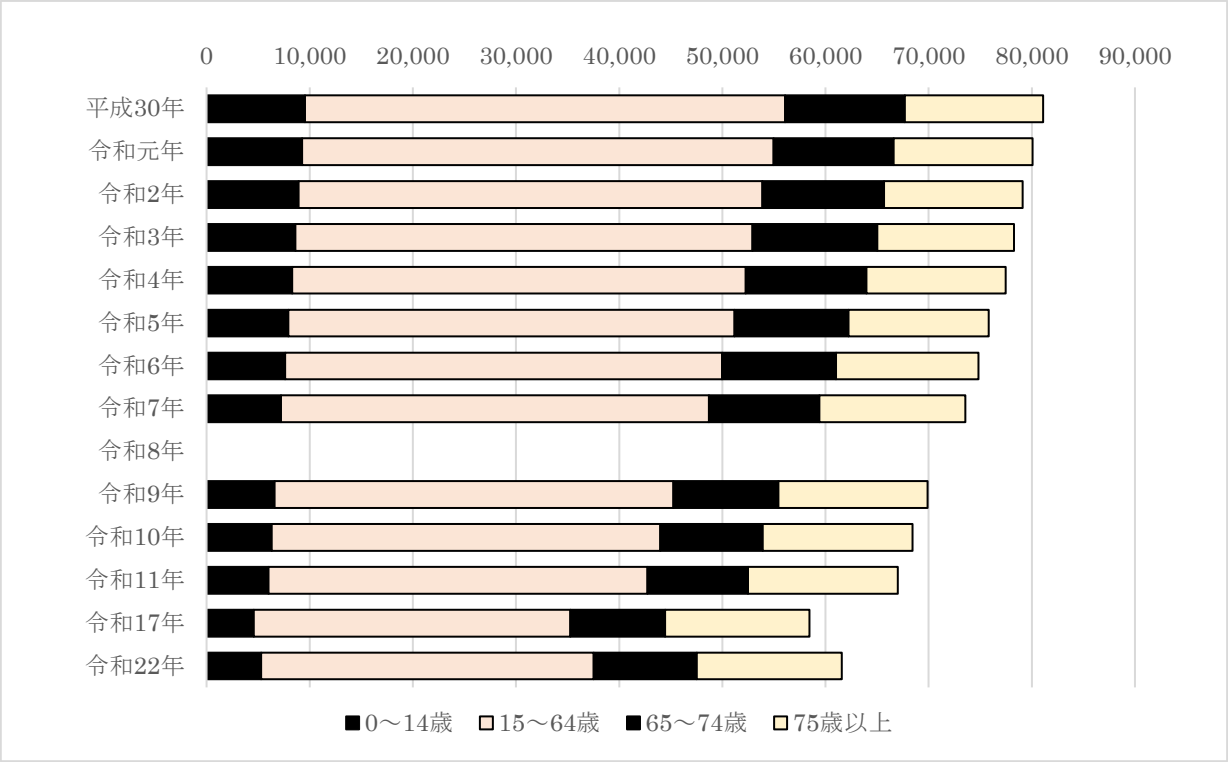

（2）高齢化率の推移

高齢化率は、国・県・市いずれにおいても一貫して上昇を続けています。

また、全国の高齢化率との比較では、山形県、本市ともに全国を大きく上回っており、全国を上回る数値で高齢化が進んでいます。

【高齢化率の比較】

区　分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年	令和7年	令和12年	令和22年
全　　国	17.3%	20.1%	22.8%	26.6%	28.6%	29.6%	30.8%	34.8%
山 形 県	23.0%	25.5%	27.5%	30.8%	33.8%	36.0%		
米 沢 市	21.0%	23.6%	25.6%	28.8%	31.9%	33.8%	36.7%	43.5%

時点：各年10月1日時点

出典：令和7年までは総務省「国勢調査」、令和12年以降は、全国が国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」、山形県は同「日本の地域別将来推計人口（令和5年推計）」、米沢市は住民基本台帳人口を基礎とした独自推計（コーホート変化率法）

（3）高齢者世帯の推移

高齢者世帯数は、全国、山形県、本市いずれも一貫して上昇を続けています。

また、本市は山形県とともに 65 歳以上の親族がいる世帯に占める１人世帯及び夫婦のみの世帯の割合が全国よりも低い状況ですが、その割合は年々上昇してきております。

【高齢者世帯数の比較】

（単位：世帯）

世帯区分等			平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年	令和７年
全国	一般世帯		49,062,530	51,842,307	53,331,797	55,704,949	
	65歳以上の親族がいる世帯		17,204,473	19,337,687	21,713,308	22,655,031	
		１人世帯	3,864,778 22.5%	4,790,768 24.8%	5,927,686 27.3%	6,716,806 29.6%	
		夫婦のみの世帯	4,487,042 26.1%	5,525,270 28.6%	6,420,243 29.6%	6,533,895 28.8%	
		上記以外	8,852,653 51.5%	9,021,649 46.7%	9,365,379 43.1%	9,404,330 41.5%	
山形県	一般世帯		385,416	387,682	392,288	396,792	
	65歳以上の親族がいる世帯		199,117	205,215	214,421	219,080	
		１人世帯	25,050 12.6%	29,683 14.5%	36,953 17.2%	43,451 19.8%	
		夫婦のみの世帯	33,090 16.6%	38,575 18.8%	44,284 20.7%	47,618 21.7%	
		上記以外	140,977 70.8%	136,957 66.7%	133,184 62.1%	128,011 58.4%	
米沢市	一般世帯		33,130	32,920	32,894	33,013	
	65歳以上の親族がいる世帯		14,356	14,767	15,424	15,572	
		１人世帯	2,205 15.4%	2,462 16.8%	2,976 19.3%	3,300 21.2%	
		夫婦のみの世帯	2,376 16.6%	2,770 18.8%	3,101 20.1%	3,254 20.9%	
		上記以外	9,775 68.1%	9,535 64.6%	9,347 60.6%	9,018 57.9%	

時点：各年 10 月１日時点

出典：国勢調査

2　要介護者の現況と推計

①　現況

平成 12 年 4 月の介護保険事業制度導入以来、認定者は年々増加し平成 27 年を境に減少していましたが、その後は横ばいで推移しています。要介護認定率についても横ばいです。年齢区分別に見た場合、75 歳以上の認定者が全体の約 9 割を占めています。

【年齢区分別要介護認定者数の推移】

区分	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
第 1 号被保険者	25,225 人	25,058 人	24,876 人	24,745 人	24,717 人	人
第 1 号被保険者（認定者数）	4,610 人	4,487 人	4,426 人	4,360 人	4,423 人	人
65 歳以上 75 歳未満	473 人	442 人	445 人	410 人	377 人	人
75 歳以上	4,137 人	4,045 人	3,981 人	3,950 人	4,046 人	人
第 2 号被保険者	80 人	82 人	80 人	79 人	74 人	人
計	4,690 人	4,569 人	4,506 人	4,439 人	4,497 人	人
要介護認定率	18.2%	17.8%	18.0%	17.5%	17.8%	%

時点：各年 10 月 1 日時点　　出典：介護保険事業状況報告（月報）

※（要介護認定率）＝（第 1 号被保険者の認定者数）÷（第 1 号被保険者数）×100

②　推計

【年齢区分別要介護認定者数の推計】

区分	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年	…	令和 17 年	…	令和 22 年
第 1 号被保険者	人	人	人	…	人	…	人
第 1 号被保険者（認定者数）	人	人	人	…	人	…	人
65 歳以上 75 歳未満	人	推計中				…	人
75 歳以上	人					…	人
第 2 号被保険者	人					…	人
計	人	人	人	…	人	…	人
要介護認定率	%	%	%	…	%	…	%

時点：各年 10 月 1 日時点

※見える化システムによる推計値

※（要介護認定率）＝（第 1 号被保険者の認定者数）÷（第 1 号被保険者数）×100

【年齢区分別認定者数の推移】

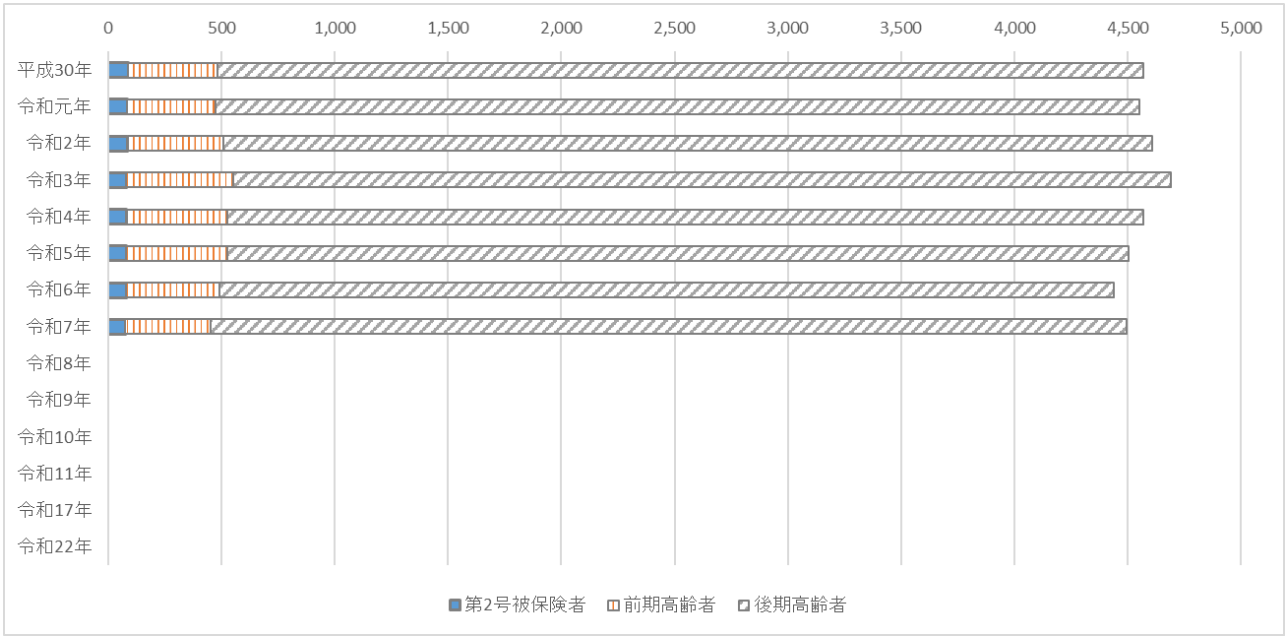

【要介護度別認定者数の推移】

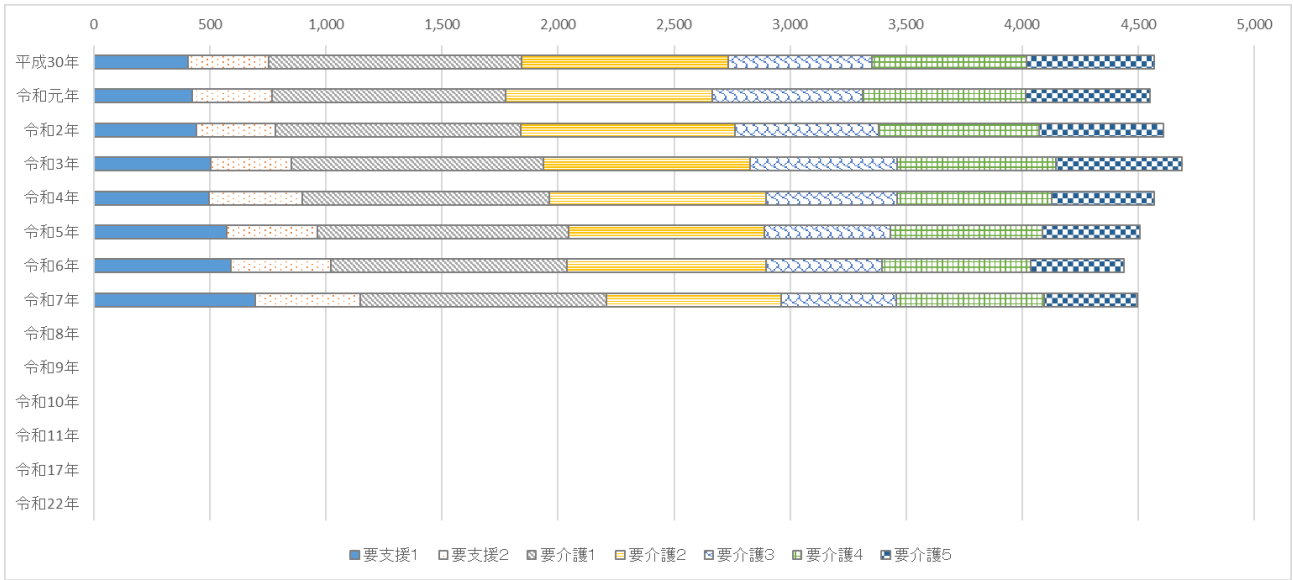

３　高齢者に対する基礎調査について

（１）調査の目的

本調査は、令和９年度から令和11年度までを計画期間とする「米沢市高齢者福祉計画・第10期介護保険事業計画」を策定するにあたり、日常生活圏域ごとに在宅介護者の実態や、高齢者の日常生活の状況、身体の状況、健康づくりに対する意識、福祉・介護保険事業に関する意見などをうかがい、計画策定の基礎資料とし活用するために実施しました。

（２）調査の対象

① 在宅介護実態調査

在宅で生活している要支援・要介護認定者のうち、令和８年１月19日から令和８年２月13日の間に更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受けた方372人を対象とし、そのうち118件に配布しました。

② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

65歳以上で要介護認定を受けていない方（要支援を含む）を対象とし、その中から、年齢、男女比などを考慮した上で、層化無作為抽出法により1,100人を抽出しました。

（３）調査の方法

① 在宅介護実態調査

介護認定調査員による聞き取り調査

② 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

郵送による配布・回収（一部はWeb回答）

（４）調査の実施時期

① 令和８年１月19日～令和８年２月13日

② 令和８年１月21日～令和８年２月６日

（５）　配布・回収の結果

区分	配布数	回収数	無効回答	回収率
在宅介護実態調査	118件	118件	0件	100.0%
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	1,100件	734件	0件	66.7%

（6）介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（結果の概要）

昨年と比較した外出状況

▸昨年と比較した外出状況は、「減っている」（とても減っている＋減っている）は 28%、【減っていない】（あまり減っていない＋減っていない）は、70.7%となっています。

▸前回調査と比べると、「減っていない」の割合が前回から 9.3 ポイント上昇し、「減っている」の割合が前回から 6.1 ポイント低下しています。

▸圏域別では、『第三中学校圏域』は【減っている】の割合が他の圏域よりも高くなっています。

▸社会的孤立を防ぐため、交流の場の充実が必要であると思われます。

【対応する施策】

介護予防、健康づくり施策の充実

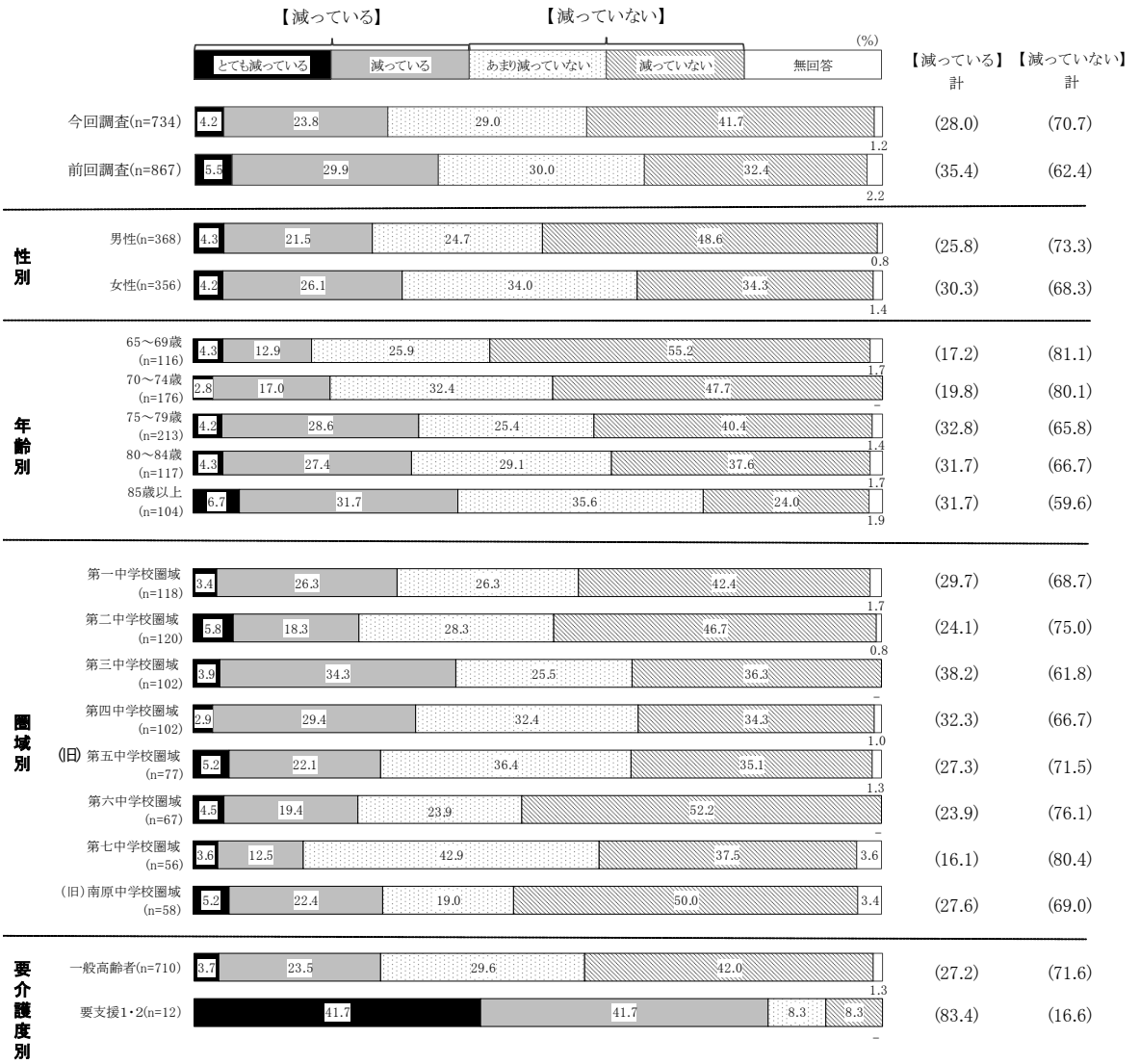

口腔機能リスク

設問
①半年前に比べて固いものが食べにくくなったか。
②お茶や汁物等でむせることがあるか。
③口の渇きが気になるか。
上記 3 問中、2 問以上「はい」と回答した場合は該当

▸口腔機能リスクは、「該当」が 22.3%となっています。
▸年齢別では、『65～69 歳』は「該当」の割合が他の年齢階層よりも低く、『80～84 歳』は高くなっています。
▸要介護度別では、『要支援 1・2』は一般高齢者よりも「該当」の割合が高くなっています。
▸口腔機能の低下は、栄養状態の悪化、誤嚥リスクの増加、全身状態の悪化など様々なリスクがあるため、オーラルフレイル予防の取り組みが重要です。

【対応する施策】
介護予防、健康づくり施策の充実

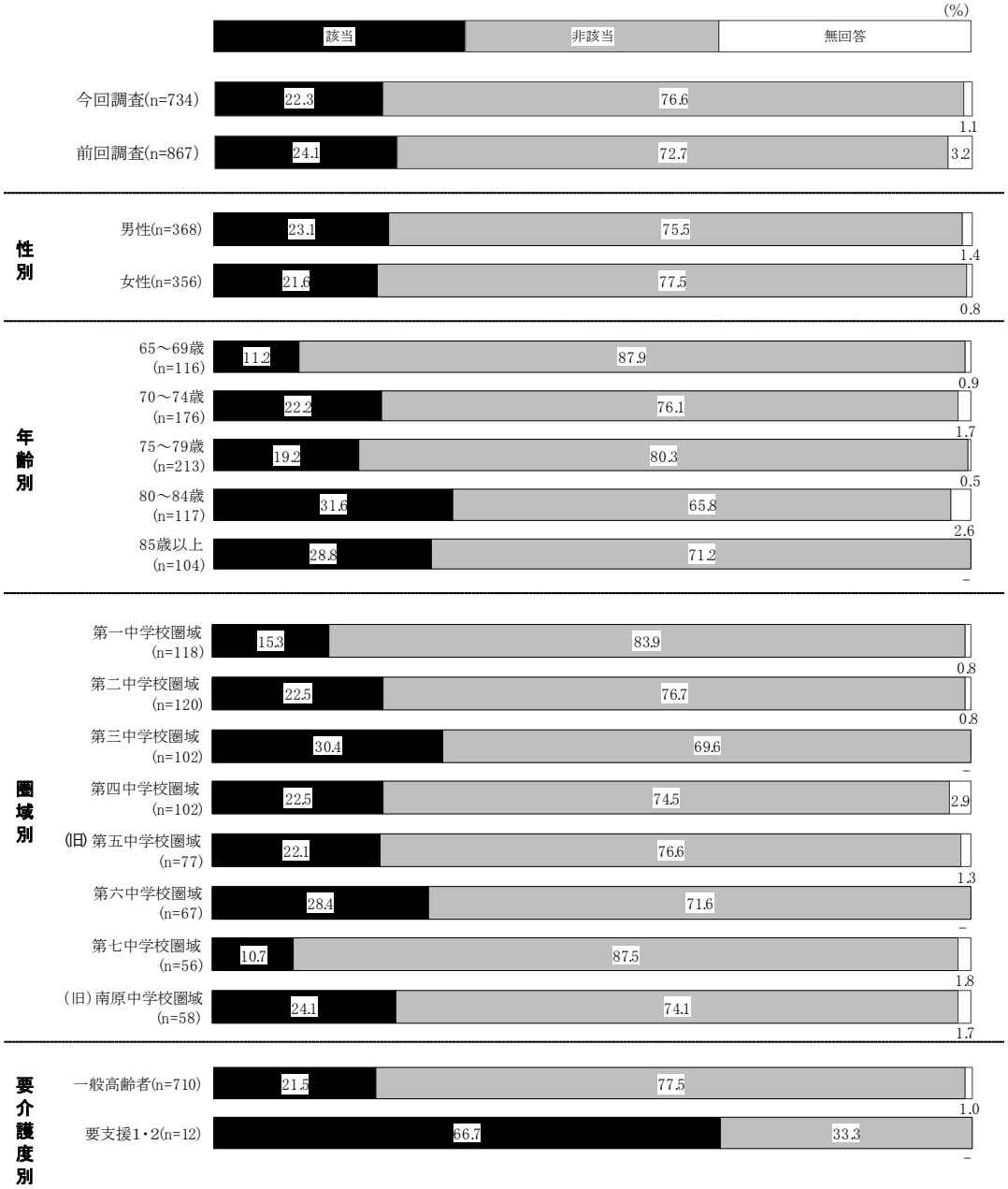

耳の聞こえについて

▶「会話をしているときに聞き返すことがよくある」が 39.9%と最も多く、次いで、「耳鳴りがある」が 20.7%、「聞き間違いが多い」が 18.7%となっています。

また、「特にない」は 44.1%なっています。

▶性別でみると、『男性』は女性よりも「会話をしているときに聞き返すことがよくある」が、『女性』は男性よりも「特にない」の割合が高くなっています。

▶要介護度別でみると、『要支援１・２』は一般高齢者よりも「会話をしているときに聞き返すことがよくある」の割合が高くなっています。

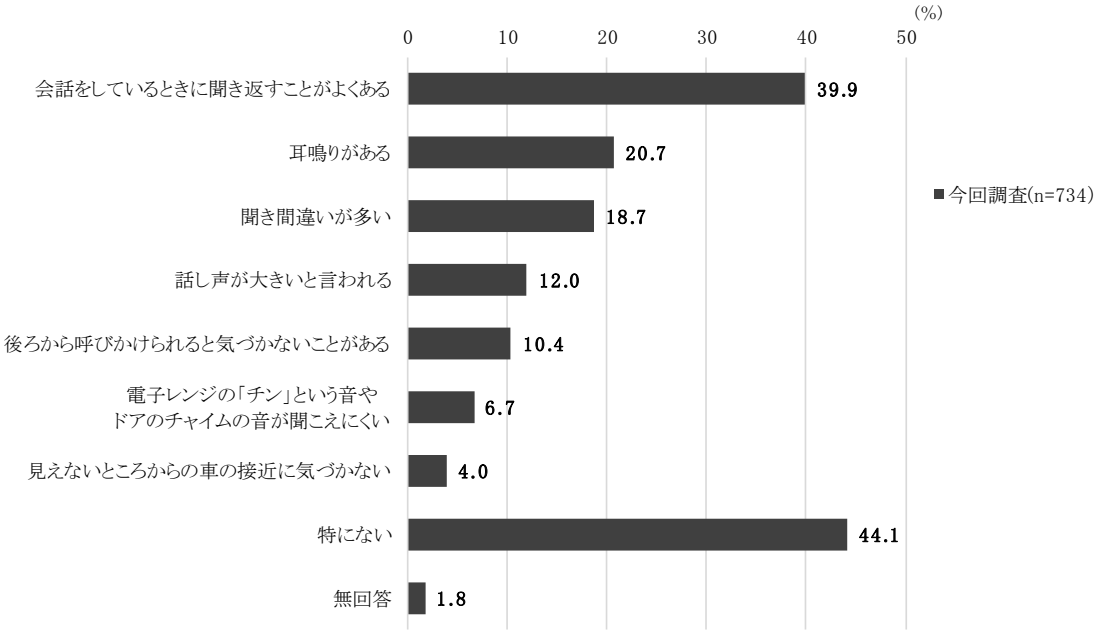

補聴器を使用しているか

▶「使用している」が9.1%、「使用していない」が90.5%となっています。
▶年齢別では、年齢階層が高くなるにつれて「使用している」の割合が上昇しています。
▶圏域別では、『第一中学校圏域』は「使用している」の割合が他の圏域よりも高くなっています。
▶要介護度別では、『要支援１・２』は一般高齢者よりも「使用している」の割合が高くなっています。

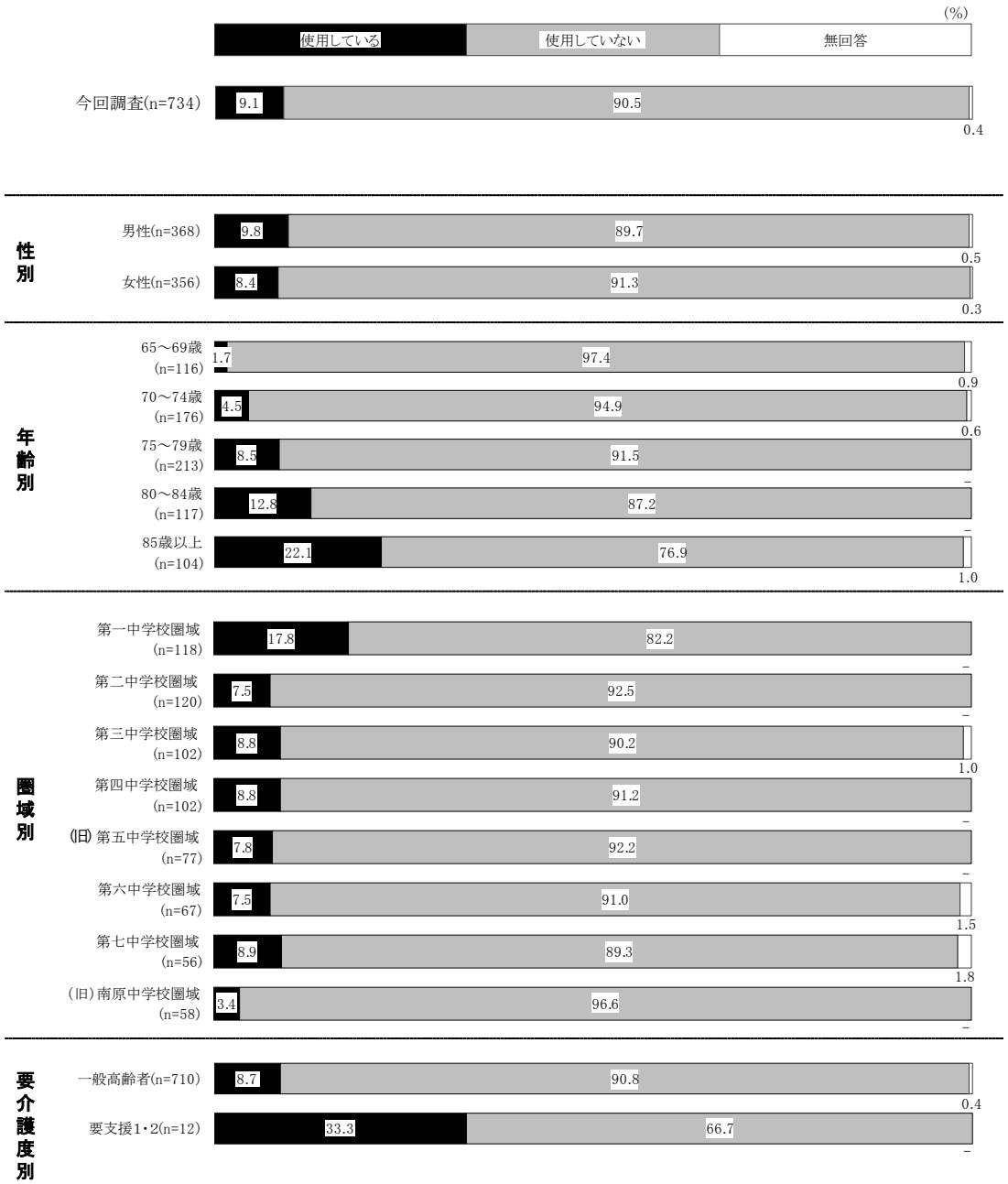

補聴器を使用しない理由

▸補聴器を使用しない理由は、「聞こえにくくても生活に支障がない」が 25.2%と最も多く、次いで「購入費用が高い」が7.5%、「装着が煩わしい」が4.1%となっています。
▸また、「使用する必要がない」は64.9%となっています。
▸加齢に伴う聴覚機能の低下は、認知症を引き起こす最大の危険因子とされているため、早期の気づき、相談、受診につながる支援が必要です。

【対応する施策】

認知症施策の推進

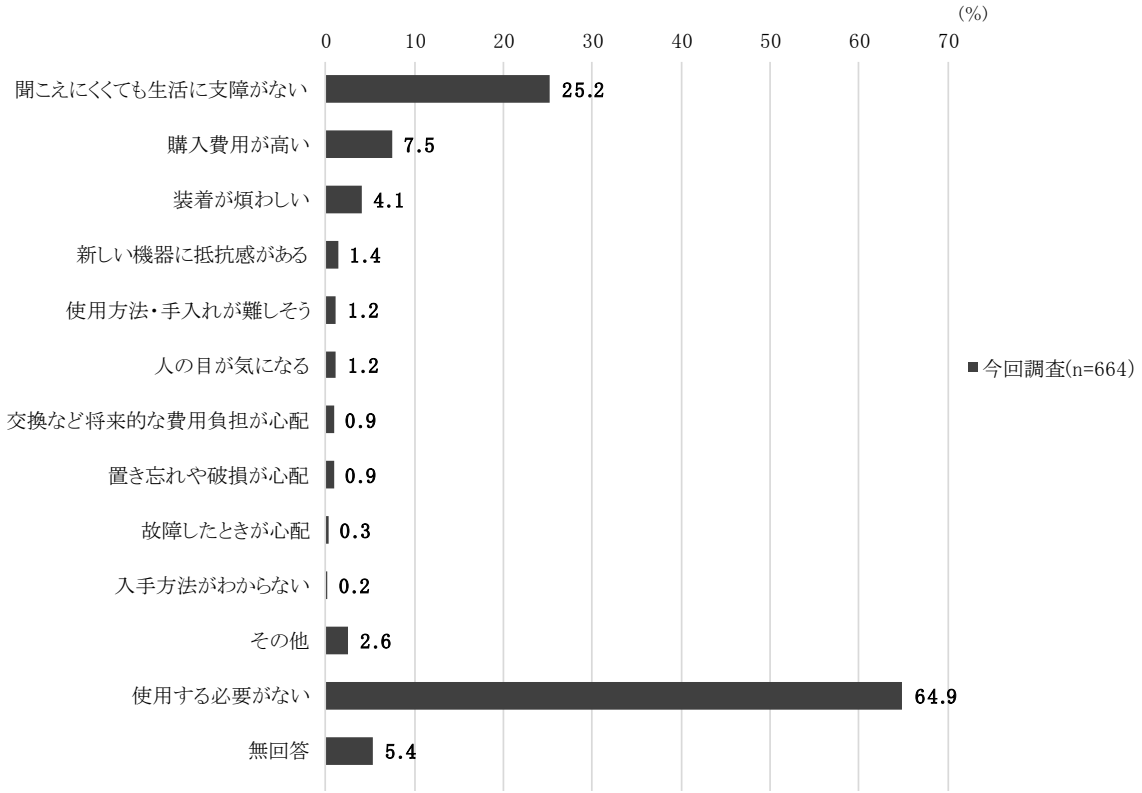

地域活動への参加者としての参加意向

▶「参加してもよい」が 49.7%と最も高く、次いで、「参加したくない」が 36.4%、「既に参加している」が5.6%となっています。【参加したい・参加してもよい】（是非参加したい+参加してもよい）は、54.7%となっています。
▶年齢別では、『65～69 歳』は【参加したい・参加してもよい】の割合が他の年齢階層よりも高くなっています。
▶圏域別では、『第二中学校圏域』は【参加したい・参加してもよい】の割合が他の圏域よりも高くなっています。
▶地域での参加できる場所の充実により、健康づくりや生きがいづくりへとつながるため、参加促進を図る必要があります。

【対応する施策】

介護予防、健康づくり施策充実

社会参加と生きがい対策

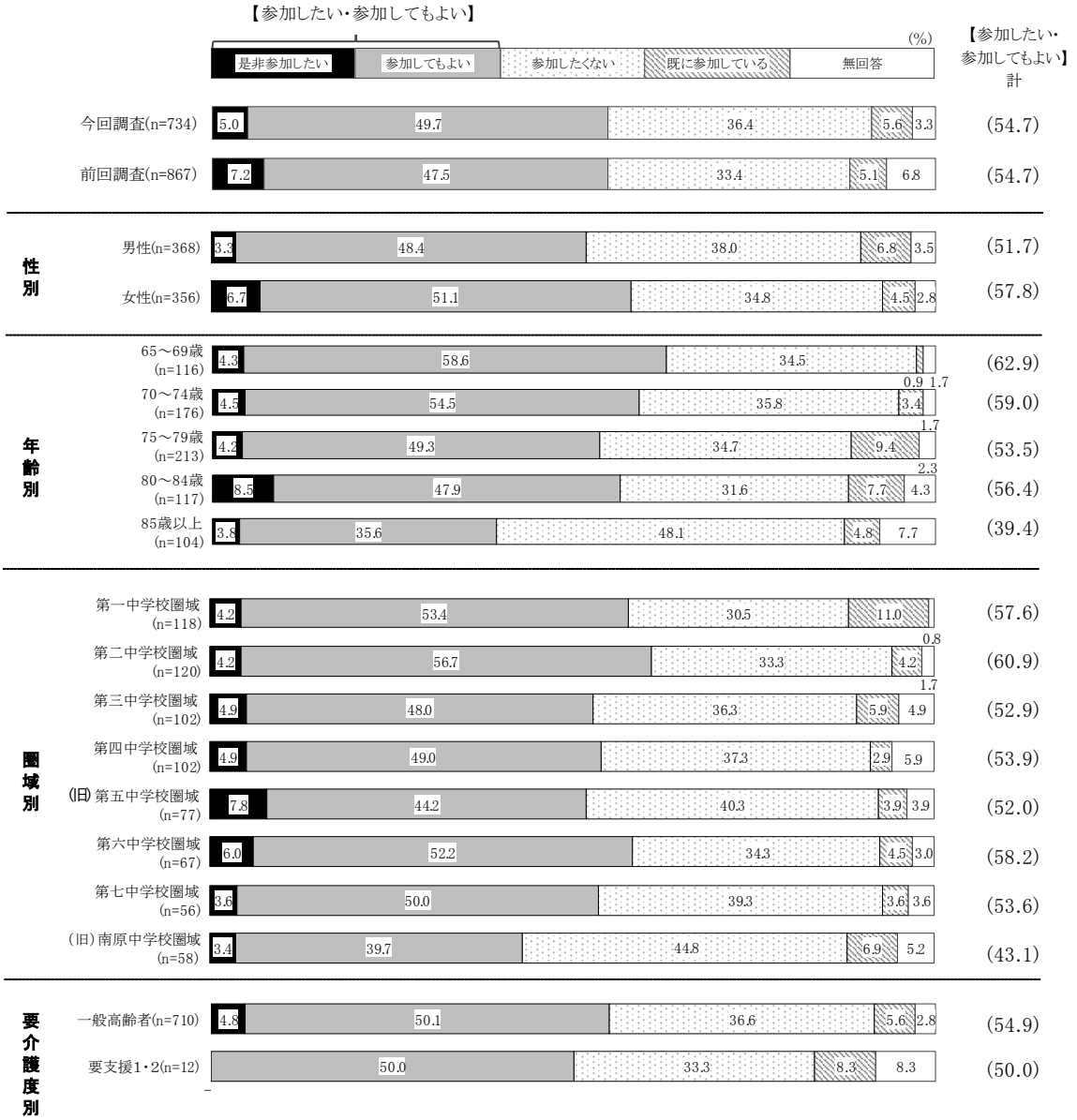

成年後見制度に関する相談を市役所や地域包括支援センターでできることについての認知度

▸認知度は、「はい」が 46.0%、「いいえ」が 50.3%となっています。

▸年齢別では、『75～79 歳』は「はい」の割合が他の年齢階層よりも高く、『85 歳以上』は低くなっています。

▸圏域別では、『第二中学校圏域』は「はい」が、『第七中学校圏域』は「いいえ」の割合が他の圏域よりも高くなっています。

▸要介護度別では、『一般高齢者』は要支援１・２よりも「はい」が、『要支援１・２』は一般高齢者よりも「いいえ」の割合が高くなっています。

▸今後、さらに置賜成年後見センターと連携して周知を行っていくことが必要です。

【対応する施策】

尊厳ある暮らしための権利擁護支援の充実

地域包括支援センターの機能強化

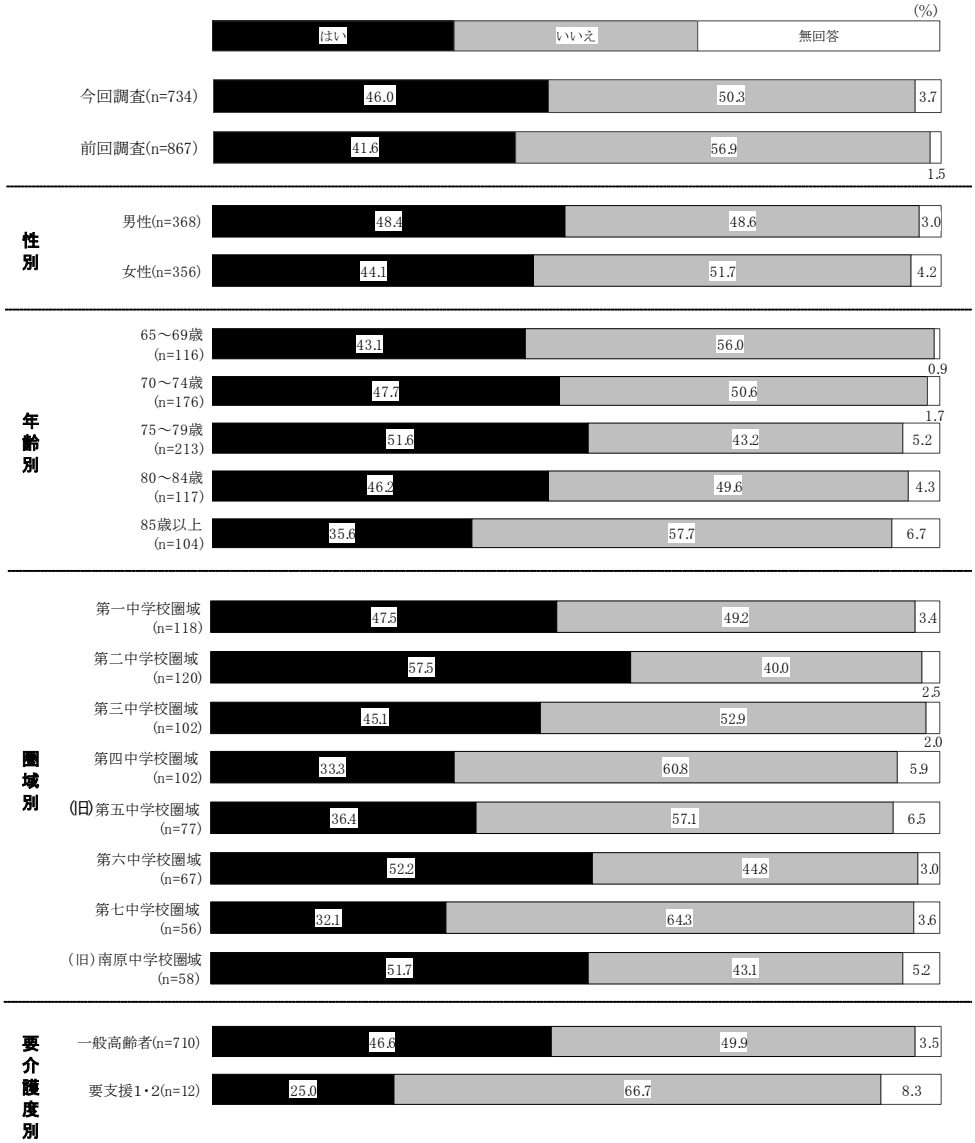

（７）在宅介護実態調査（結果の概要）

隣近所の方に頼みたい生活の手伝い

▸隣近所の方に頼みたい生活の手伝いは、「災害時の手助け・声掛け」が 28.8%と最も高く、次いで、「話し相手」が 28.0%、「安全確認」が 15.3%となっています。

▸前回調査と比べると、「災害時の手助け・声掛け」の割合が前回から 5.6 ポイント低下しています。

▸防災分野と連携した災害時支援体制の充実が重要であるとともに、話し相手を求める割合も高いことから、地域のつながりが必要であるため、交流の場の充実が求められます。

【対応する施策】

生活支援サービスの充実

災害や感染症対策に係る体制整備

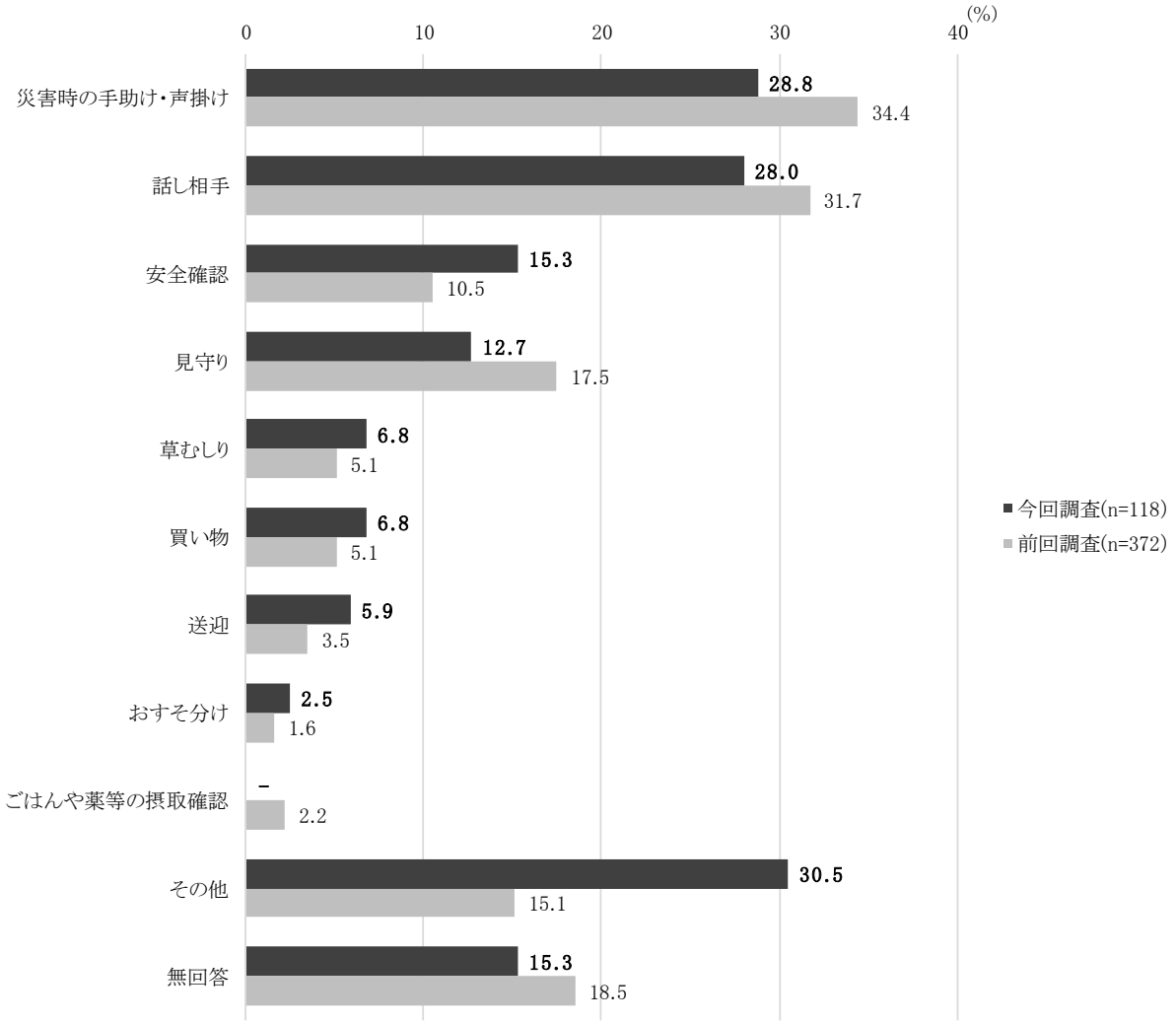

第３章

施策・事業の推進


SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS


3
すべての人に
健康と福祉を

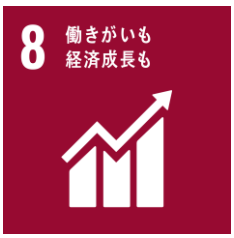
8
働きがいも
経済成長も


10
人や国の不平等
をなくそう


11
住み続けられる
まちづくりを

◎施策の体系

基本理念	大ビジョン	中ビジョン
誰もが一人ひとりを尊重し、支えあい、いきいきと生活できるまち　よねざわ	自立して暮らすことができるまち	１．【健康長寿】 一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる ２．【社会参加】 多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる ３．【いきがい】 誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持ち続けることができる
	互いに支え合いができるまち	４．【支え合い・助け合い】 心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる
	いきがいを持つことができるまち	５．【住まい】 自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

施策	取り組み（網掛け：新規）
1）介護予防、健康づくり施策の充実	① 介護予防把握事業(高齢者見守り訪問員の配置)
	② 介護予防普及啓発事業（介護予防教室等の開催）
	③ 地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場立ち上げ・継続支援、介護予防推進員の育成）
	④ 地域リハビリテーション活動支援事業（住民主体の通いの場への専門職派遣）
	⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業
	⑥ 高齢者いきいきデイサービス事業
	⑦ シニアクラブ活動推進事業
	⑧ シニア体育レクリエーション大会事業
	⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施
2）認知症施策の推進	① 新しい認知症観の周知啓発【新規】
	② 認知症サポーターの養成
	③ 相談先の周知
	④ 認知症の人本人からの発信支援【拡充】
	⑤ 認知症予防の推進【拡充】
	⑥ 認知症初期集中支援チームの配置
	⑦ 認知症地域支援推進員の活動推進
	⑧ 認知症サポーター交流会の開催【新規】
	⑨ 家族介護者への支援
	⑩ 認知症バリアフリーの推進
	⑪ 若年性認知症の人への支援
	⑫ 地域の見守り体制の構築支援（チームオレンジの整備）
3）在宅医療・介護連携体制の充実	在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携支援センターの運営）
4）社会参加と生きがい対策	① 高年齢者労働能力活用事業（米沢市シルバー人材センターの運営支援）
	② 生きがいと創造の事業
	③ 敬老祝金等支給事業

1）尊厳ある暮らしと権利擁護支援の充実	① 置賜成年後見センターの運営
	② 高齢者虐待防止対策の推進
	③ 高齢者消費者被害防止（消費者見守りサポーター等の養成）
	④ 成年後見制度利用支援事業（申立経費、成年後見人報酬の支援）
	⑤ （仮称）米沢市終活情報登録事業【新規】
2）過不足のない介護給付の提供・支援	① 要介護認定の適正化
	② 介護支援専門員の質の向上
	③ 住宅改修アドバイザー事業利用の推進
	④ 医療情報との突合・縦覧点検
	⑤ 介護サービス相談員派遣事業
3）　家族介護者への支援	① 介護教室の開催（家族介護者支援事業）
	② 紙おむつ給付事業
	③ 訪問理美容助成事業
4）地域包括支援センターの機能強化	
5）利用者負担の軽減	① 米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業
	② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度
6）生活支援サービスの充実	① 生活支援コーディネーターの配置
	② 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣）
	③ 愛の一声事業
	④ はり、きゅう、マッサージ等助成
	⑤ あんしん電話事業
7）地域共生社会の理念啓発・社会の構築	
8）介護人材確保及び業務効率化の取組	① 趣旨普及事業
	② 介護保険事業所運営指導及び介護保険事業所集団指導
9）災害や感染症対策に係る体制整備	

1）住まいの環境整備の支援	① 住宅改修費支給事業
	② 福祉用具購入費支給事業
	③ 高齢者等除雪援助員派遣事業
	④ 高齢者等雪下ろし助成事業
2）高齢者の住まいの確保	① シルバーハウジング生活援助員派遣等事業（市営住宅塩井町団地におけるライフサポートアドバイザーの配置）
	② 老人福祉施設入所
	③ 高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）

【健康長寿】

中ビジョン１： 一人ひとりが心と体のげんきを守り、向上できる

【社会参加】

中ビジョン２：多様な世代と関わり合い、社会とのつながりを持ち続けることができる

【いきがい】

中ビジョン３：誰もが自分の強み、楽しみ、価値観を生かし、持ち続けることができる

（1）第 9 期振り返り・第 10 期の方針

第 9 期では、高齢者の健康志向のさらなる強化、多世代間の交流の拡大、能力を発揮できる環境の整備等を達成について取り組みました。

第 10 期では、本市がより一層高齢化していく中で、介護予防の普及啓発の強化や新しい認知症観の周知、住み慣れた地域での安心生活を継続できる環境づくりなど、それぞれのビジョンの実現を目指します。

（2）各施策について

施策 1）介護予防、健康づくり施策の充実

高齢者自身が健康増進や介護予防についての意識を持ち、自ら進んで取り組むことができるよう、自立支援に資する取り組みを推進します。

そのために、住民主体の活動を奨励するとともに、専門職と連携し、単に高齢者の心身機能の改善だけを目指すのではなく、日常生活の活動を高め、家庭や社会への参加を促し、生きがいや役割を持って地域で暮らせるための取り組みを進めます。また、本市は、自家用車利用率が高く、降雪量の多い地域特性を有しており、高齢化の進展に伴い、外出機会の減少による「閉じこもり」傾向が懸念されます。特に冬季は、積雪等により外出が困難となる状況が発生し、これが身体活動量の低下や社会的孤立を招き、介護予防の観点から喫緊の課題となっています。加えて、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、運動習慣の定着化には、自宅で手軽に取り組める運動メニューへの強いニーズが明らかとなりました。このことから、本市で作成した YouTube 配信による自宅で取り組める体操等、既存資源を最大限に活用し、自宅での活動を契機に、地域とのつながりを維持し、社会参加を促進します。

また、寿山荘の機能代替として、平成 30 年度から実施してきた「高齢者温泉利用福祉事業」は、低料金での温泉利用を提供し、高齢者の憩い・生きがい・介護予防に資する目的で事業を展開してきました。しかし、特定の施設に限定され、交通手段を持たない方には利用しづらい点、他の市内温泉施設への波及状況を鑑み、今後は、高齢者の心身の健康と潤いある生活のため、地域全体でより多くの高齢者が参加できるような健康増進事業を検討します。

（参考）要支援・要介護認定者数

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	計
令和 6 年度	649	443	1,007	805	499	625	400	4,428
令和 7 年度	687	459	1,049	724	456	649	375	4,399
令和 8 年度								

出典：介護保険事業状況報告（各年度 3 月分）より

※令和 8 年度のみ、地域包括ケア「見える化システム」の推計値による。

【取り組み】

① 介護予防把握事業(高齢者見守り訪問員の配置)

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
訪問員数（人）	8	8	8	8	8	8
登録者数（人）	153	147	160	170	180	190

【概要】

高齢者の心身の状況や支援の必要性を早期に把握し、高齢者の安心で自立した生活の継続を支援するため、見守り訪問員が週 1 回介護保険サービスを利用していない高齢者世帯等を訪問し安否確認を実施しています。

【第 10 期方針】

訪問により高齢者の孤独感を緩和するとともに、対象高齢者の支援の必要性を早期に把握し、適切な福祉サービスにつなげることで、高齢者の安心で自立した生活の継続を図ります。また、月 1 回発行の見守り新聞において、熱中症、ヒートショック等季節ごとの健康リスクや、消費者被害防止、介護予防に関すること等、健康寿命延伸と生活の質の向上に努めます。

② 介護予防普及啓発事業（介護予防教室等の開催）

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
参加者数(延人数)	4,595	4,683	4,116	4,300	4,400	4,500

【概要】

介護予防は、高齢者一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしく生活を継続できるよう、心身の機能の維持、向上だけでなく、社会参加や生きがいづくり、地域とのつながりを支える取組です。高齢者が介護を必要とせずにいつまでも元気で暮らしていけるように運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、認知症予防、閉じこもり防止、うつ予防を目的とした介護予防教室を開催しています。

【第 10 期方針】

介護予防教室の参加をきっかけとして、介護予防に必要な知識と技術の習得を図るとともに、生活習慣の見直し等、高齢者自身の健康に対する関心を高めるため、介護予防と健康づくりに取り組みます。また、教室への参加をきっかけに住民の主体的運営による場（通

いの場）での活動につながるようセルフケアの定着に努めます。また、高齢者の一人ひとりの状態やニーズに応じた参加しやすい介護予防プログラムを提供するために、多様な主体の委託事業者と連携を図り、介護予防事業の目的やそれに向けて実施すべきこと、期待される役割についての共通理解を図るため、研修の機会を設ける等、質の向上に取り組みます。

③ 地域介護予防活動支援事業（住民主体の通いの場立ち上げ・継続支援、介護予防推進員の育成）

ア）住民主体の通いの場（シューイチ体操倶楽部）新規設置数

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
新規設置数（箇所）	2	1	3	8	9	10
総数（箇所）	40	39	42	50	59	69
参加者数（人）	590	633	660	690	720	750

イ）介護予防推進員総数（人）

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
実績値(実人数)	21	21	33	36	36	36

【概要】

高齢者が歩いて通える範囲内に、年齢や心身の状況等によって高齢者を分け隔てることなく、誰でも一緒に参加することのできる場（通いの場）を立ち上げることにより、地域住民同士が支え合い、社会とのつながりを維持できる介護予防の地域展開を目指しています。

具体的には、住民の主体的運営による通いの場の立ち上げ支援及び継続的活動の支援を実施しています。また、介護予防推進員（介護予防についての基本的な知識と技術を習得した市民ボランティア）の人材育成研修、地域活動組織の育成及び継続的活動の支援を実施しています。

【第 10 期方針】

生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等と協働し、住民主体の通いの場、特に「米沢はっぴぃ体操」や「いきいき 100 歳体操」に取り組むシューイチ体操倶楽部の立ち上げに取り組みます。立ち上げ時から、フレイルの状態にある高齢者を早期に把握し、適切な介入により状態の改善や悪化防止を図ります。その他、体力測定や活動状況の把握を行うほか、保健事業の専門職との協働（保健事業と介護予防の一体的実施）により、フレイル予防の取り組みを推進します。

また、介護予防推進員の継続的な活動を支援するとともに、推進員が主体となって地域で活動する場の立ち上げ支援を行い、支える側と支えられる側の高齢者という従来の関係を超えて活動できる地域に根差した介護予防活動を推進します。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業（住民主体の通いの場への専門職派遣）

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
派遣団体（数）	16	16	20	20	20	20
派遣数(回)	29	25	40	40	40	40

【概要】

住民主体の通いの場に対してリハビリテーション専門職を派遣し、高齢者の能力評価・改善可能性の助言等、介護予防の取り組みに対する技術的指導を実施しています。

【第 10 期方針】

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士といったリハビリテーション専門職のほか、栄養士・歯科衛生士等の多様な専門職を住民主体の通いの場等に派遣し、専門職の直接的関与により、介護予防や健康づくりに関する知識及び技術の習得を支援します。

また、単なる高齢者の心身機能の改善・向上だけでなく、高齢者の持っている能力を引き出し、日常生活における活動の意識を高め、家庭や地域における社会参加及び生活の質の向上に取り組みます。

⑤ 介護予防・日常生活支援総合事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
訪問型サービス・活動 C 事業（ときめきライフ訪問＜栄養、食支援＞コース）(延人数)	3	0	3	18	24	30
通所型サービス・活動 C 事業（よねざわ元気塾）(延人数)	18	36	20	72	96	120

【概要】

要支援者等の多様な生活ニーズに対応するため、従前の介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に加え、多様な主体による様々な支援を実施しています。

【第 10 期方針】

通所型サービス・活動Ｃ事業については、リエイブルメントの理念に基づき、できないことを補う支援だけではなく、できることを引き出し、単なる機能訓練や身体介護の提供に留まらず、地域活動への参加や役割の獲得を目指した、総合的な支援を行います。また、ＬＩＦＥ（科学的介護情報システム）を活用した科学的根拠に基づく介護を推進し、利用者の状態や生活目標を踏まえた自立支援・重症化防止に向けたケアの質の向上を図ります。リエイブルメントとは：本人の「できること」を引き出し、自ら望む生活の実現に向けて、多職種が連携しながら、生活機能の向上とセルフケアの定着、自立した生活の継続を支援する考え方。

⑥ 高齢者いきいきデイサービス事業

コース別		第 9 期(実績)		アクティブ・ゆったりコースを統合	第 9 期(実績)	第 10 期(目標)		
		R6	R7		R8(見込)	R9	R10	R11
アクティブコース	開催日数（日）	117	105	開催日数（日）	460	460	460	460
	利用者数（人）	73	72					
ゆったりコース	開催日数（日）	236	315	利用者数（人）	240	245	245	245
	利用者数（人）	170	156					

【概要】

65 歳以上の高齢者のうち、介護保険法の要介護認定において非該当（自立）認定または同程度と見込まれる者が在宅生活を維持できるよう、日常生活での動作の訓練や食事、語らいの場を提供して、高齢者の社会的孤立感を解消することを目的に、通所型サービスを実施しており、令和 8 年度からコースを統合しています。

【第 10 期方針】

基本チェックリストを活用して利用者の状況を把握し、利用者が自身の健康に向き合い目標をもってフレイル予防に取り組めるように支援します。また、当該事業の送迎用バスの運転手については、高齢化・成り手不足が課題となっていることから、送迎方法について検討を進めます。

⑦ シニアクラブ活動推進事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
クラブ（数）	14	13	17	18	19	20
会員数（人）	440	385	473	490	510	520

【概要】

高齢者の生きがいを高めるため、シニアクラブ活動指導員を配置し、シニアクラブ活動の充実、発展と高齢者福祉の増進を図っています。また単位クラブ数、会員数が年々減少している状況を踏まえ、社会福祉協議会と協議し若いシニア世代も抵抗なく参加できるよう、令和 7 年 5 月に「老人クラブ連合会」から「シニアクラブ連合会」へ名称を変更しました。

【第 10 期方針】

高齢化がますます進む中で、シニアクラブの存在は、地域コミュニティを維持する上で極めて重要なコミュニティです。事務局である米沢市社会福祉協議会と連携し、シニアクラブへの参加のきっかけを多様化するため、地域の活動団体との連携や、チラシ、市のホームページ、ＳＮＳにて、高齢になっても生き生きと地域で活躍する姿を広く市民へ発信し、地域づくりの推進に取り組みます。

⑧ シニア体育レクリエーション大会事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
参加者数(人)	202	203	235	240	245	250

【概要】

高齢者がスポーツ、レクリエーションを通じて、健康の保持と相互の親睦を図り、老後の生活を豊かなものとするため、昭和 50 年から実施しています。市と市教育委員会、社会福祉協議会及び米沢シニアクラブ連合会が主催となり、年 1 回開催しています。

また、例年 6 月に開催していましたが、熱中症予防のため令和 8 年度からは 10 月に開催しています。

【第 10 期方針】

参加者が増え、活動が活性化することを目指し、シニアクラブの会員が気軽に参加でき、体力に自信のない参加者でも無理なく参加できるように競技内容の検討を進めます。

⑨ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

【概要】

保健事業を通じた健康状態不明者、糖尿病等治療中断者の実態把握や重症化予防（ハイリスクアプローチ)、住民主体の通いの場等を対象としたフレイルに関する健康教育、健康相談（ポピュレーションアプローチ）を実施しています。

【第 10 期方針】

75 歳到達による医療保険制度の異動に伴い、保健事業の主体が切り替わることから、医療保険制度の保健事業と介護保険制度の介護予防事業に一体的に取り組み、年齢による切れ目のない保健活動の展開を図るため、地域の健康課題を分析し、健康課による保健事業と高齢福祉課の介護予防事業を協働で行い、健康寿命の延伸を目指します。

施策 2）認知症施策の推進（認知症施策推進計画）

山形県における認知症及び軽度認知障害の高齢者数の合計は、令和 7 年時点で約 10.4 万人と推計されており、山形県の高齢者の約 3 人に 1 人が認知症又は軽度認知障害（ＭＣＩ）とも言える状況となっています。(山形県認知症施策推進計画より)。

年齢にかかわらず、市民自身やその家族、地域の友人、職場の同僚や顧客など、今や市民誰もが認知症になり得るという状況に鑑みれば、市民一人ひとりが認知症を自分ごととして理解し、自分自身やその家族が認知症であることを周囲に伝え、自分らしい暮らしを続けていくためにはどうすべきか、考える時代がきています。

令和元年に策定された「認知症施策推進大綱」並びに令和 6 年 1 月に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」(以下「基本法」という。)及び、山形県認知症施策推進計画に基づき、認知症の人が家族等とともに、住み慣れた地域で希望をもって自分らしく暮らし続けることができる共生社会の実現に向けて、「認知症の正しい理解の推進」、「医療と介護分野の対応力強化」、「認知症の人と家族にやさしい共生地域づくり」の３つの柱を施策として掲げ、取り組みます。

【取り組み】

① 新しい認知症観の周知啓発【新規】

【概要】

認知症の正しい理解を推進するため、様々な機会を捉え、「新しい認知症観」の周知啓発に取り組みます。

【第 10 期方針】

認知症サポーター養成講座の中で、「新しい認知症観」について紹介します。

本市認知症ケアパス「認知症になってもあんしん　米沢版サポートブック」に、「新しい認知症観」に関する内容を掲載します。また、9 月の認知症月間では、展示等の取り組みにより、「新しい認知症観」の周知に努めます。

新しい認知症観とは:認知症になったら何もできなくなるのではなく、認知症になってからも、一人ひとりが個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間等とつながりながら、希望を持って自分らしく暮らし続けることができるという考え方。

② 認知症サポーターの養成

認知症サポーター養成講座

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8（見込）	R9	R10	R11
養成講座開催数(回)	55	43	50	50	50	50
養成数(人)	552	572	500	500	500	500
養成者数(延人数)	9,658	10,230	10,730	11,230	11,730	12,230

【概要】

認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症の人やその家族を見守り支援する認知症サポーターと、サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトを養成しています。

【第 10 期方針】

地域住民のほか、子ども・学生といった若年層、親の認知症への早期対策等介護の備えが必要となる働き盛りの年代、さらに認知症の人と関わることが多いと想定される小売業や金融機関等、幅広い職域のサポーターを養成し、認知症に関する理解促進に取り組みます。また、講師役となるキャラバン・メイトについても、幅広い方に受講してもらえるよう、介護サービス事業所等を中心とした人材の養成に努めます。

認知症サポーター及びキャラバン・メイト修了者に対するフォローアップとして、地域における活動支援のためのステップアップ講座を開催し、チームオレンジの立ち上げにつながるよう取り組みます。

チームオレンジとは：認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人本人が、参画し、その意向を支援チームの活動に反映する機会を設け、地域ごとに認知症の人やその家族を、その支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。

③ 相談先の周知

【概要】

地域の高齢者の保健医療・介護等に関する総合相談窓口である地域包括支援センターをはじめとする認知症に関する相談体制を整備し、周知しています。その際、「認知症になってもあんしん　米沢版サポートブック」を活用し、認知症に関する基礎的な情報や医療機関等についての情報提供を実施しています。

【第 10 期方針】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、本市における認知症に関する相談窓口の認知度が依然として低いことから、様々な機会を捉え、地域包括支援センターが地域の高齢者等の保健医療・介護等に関する相談窓口であることを周知徹底します。

周知にあたっては、本市認知症ケアパス「認知症になってもあんしん　米沢版サポートブック」を積極的に活用します。これにより、認知症に関する基礎的な情報とともに、具体的な相談先や医療機関等についても情報提供に努めます。

④ 認知症の人本人からの発信支援【拡充】

【概要】

「認知症月間」に合わせたイベント等を通じ、認知症の理解促進と認知症の人本人及び家族に対する支援を考える機会を確保するとともに、地域で暮らす認知症の人本人からの発信の機会が増えるよう、情報発信を実施しています。

【第 10 期方針】

毎年 9 月 21 日の「認知症の日」及び 9 月の「認知症月間」に合わせて、市役所 1 階市民ホール等での認知症に関する展示、市立米沢図書館での認知症に関する図書の特設コーナー開設のほか、ＲＵＮ伴（ラントモ）山形やオレンジライトアップの周知、オレンジガーデニングプロジェクトへの参加等、各種イベントを通じ、認知症の理解促進とともに、認知症の人本人と家族への支援を考える機会となるよう、地域住民や介護サービス事業所等と一体となって取り組みます。

各種イベントにおいて、認知症の人と家族の会をはじめとする関係機関等と協力し、認知症の人本人からの発信の機会につながるよう努めます。認知症になってもその人らしさは変わらないこと、また、日々それぞれが様々な思いを持って暮らしていることを広く共有するため、「本人の声に耳を傾けようプロジェクト in 米沢」を実施します。

山形県では、「やまがた共生オレンジ大使」（以下、「大使」という。）を任命しているため、大使への積極的な活動依頼や、新たな大使の発掘等に取り組みます。

やまがた共生オレンジ大使とは：認知症の人が自ら発信し、認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解を深めるための活動を行う地域版の認知症希望大使。

⑤ 認知症予防の推進【拡充】

【概要】

介護予防教室による健康づくり、通いの場への参加による人とのつながり、その他、社会参加等を通じた多様な認知症予防の取り組みを実施しています。

また、加齢に伴う聴覚機能の低下は、認知症を引き起こす最大の危険因子とされている

ため、早期の気づき、相談、受診につながる支援が必要です。

【第 10 期方針】

認知症予防とは「認知症にならない」という意味ではなく、「認知症になるのを遅らせる」「認知症になっても進行を緩やかにする」ことであり、運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加等が認知症のリスクを下げると考えられています。

本市では、介護予防普及啓発事業における各種教室開催のほか、地域介護予防活動支援事業での住民主体の通いの場の立ち上げ等を通じ、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。また、加齢に伴う聴覚機能の低下は認知症を引き起こす最大の危険因子とされているため、聞こえのチェックや結果に応じた相談、受診勧奨など聞こえを通じた認知症予防に取り組みます。

さらに、ＭＣＩ（軽度認知障害）と診断された場合でも、必ずしも認知症に移行するとは限らず、この状態にとどまっている人や、1 年で 16～41％が回復したという報告もあります。最近では、ＳＣＤ（主観的認知機能低下）で、自ら兆候に気づいて受診する人も多く、早期受診により、自ら将来設計を立て、自分の意志で治療や生活改善に努めることが可能となるケースもみられます。自ら兆候に気づくためにも、認知症に関する知識を持つことが重要で、令和 8 年度から全国キャラバンメイト連絡協議会では、「認知症サポーターＰＬＵＳ（プラス）講座」が導入されました。認知症サポーターがさらに認知症に関する知識を深め、自分自身や、身近な人の日常生活に役立てることを目指します。

⑥ 認知症初期集中支援チームの配置

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
医療・介護サービスに繋がった者の割合(%)	100	介入なし	100	100	100	100

【概要】

看護師や精神保健福祉士等の専門職が、認知症が疑われる人を訪問し、観察・評価を行ったうえで適切な医療・介護サービスにつなげ、家族支援等の初期段階の支援を包括的・集中的に行う支援チームを市内医療機関に設置しています。訪問による具体的な支援のほか、地域包括支援センター等からの相談対応や助言・指導等、専門性に基づく必要な支援を実施しています。

【第 10 期方針】

支援チームの対象となる認知症の疑いがある人は、本人が医療・介護サービスの利用を希望しない等、地域から孤立している場合が多いことから、支援チームと地域包括支援センターとの定例会議において事例検討を重ねる等、支援が必要と判断した場合に即座に介入できる連携体制を構築し、専門性に基づいた適切な対応が図られるよう取り組みます。

⑦ 認知症地域支援推進員の活動推進

認知症地域支援推進員配置数および定例会開催数

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
配置数（人）	10	10	12	12	12	12
開催数（回）	7	6	6	6	6	6

おらだの声発行回数

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
おらだの声発行回数（回）	4	2	4	4	4	4

おらだの声とは：認知症地域支援推進員による通信。地域住民・関係機関へ認知症関連情報を周知するもの。

【概要】

1～4 名の認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに配置し、認知症の人や家族の相談対応、認知症の人に対し状態に応じた適切なサービスが提供されるよう支援関係者の連携づくり、本市認知症ケアパス「認知症になってもあんしん　米沢版サポートブック」の作成・活用の促進、認知症カフェの開催及び立ち上げ支援等、地域の実情に応じ必要な支援を実施しています。

【第 10 期方針】

認知症の人やその家族をはじめ、認知症が心配な人や地域住民等、誰でも気軽に集い、交流や相談ができる集いの場として、認知症カフェの運営に認知症の本人が集い、本人同士が主になって、自らの体験や希望、必要としていることを語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らしを一緒に話し合う「本人ミーティング」や「認知症カフェ」の立ち上げ、活動支援に取り組みます。認知症サポーター、地域住民が積極的に関われるよう支援を行うとともに、認知症カフェを拠点としてチームオレンジを立ち上げることも見据え、意欲のある認知症サポーターや地域住民を中心とした継続的な活動へとつなげられるよう、人材育成に取り組みます。

認知症と診断された直後から、本人と家族が今後の生活を考えられるよう、ピアサポート（認知症当事者による相談支援）活動をとおして、今後の生活の見通しなどに不安を抱えている認知症の人に対し、精神的な負担の軽減と、認知症当事者の社会参加の促進を図ります。

認知症地域支援推進員通信「おらだの声」を発行し、地域住民や関係機関に対し、認知症地域支援推進員の役割や認知症関連情報等を周知します。

⑧ 認知症サポーター交流会の開催【新規】

認知症サポーター交流会

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8	R9	R10	R11
交流会開催数(回)			1	1	1	1

【概要】
認知症サポーターの活動の活発化を図るため、認知症サポーター同士が情報交換できる機会として令和 8 年度から開催しています。
【第 10 期方針】
活動を希望する認知症サポーターが具体的な行動につなげられるよう、毎年 1 回定期的に交流会を開催します。

⑨ 家族介護者への支援

ア）周知啓発・相談体制強化
【概要】
介護支援専門員や地域包括支援センターによる相談対応を通じ、サービス利用等の認知症の人本人に対する支援のほか、認知症に関する理解促進や介護者の精神的負担軽減等、家族介護者に対する支援を実施しています。
【第 10 期方針】
認知症に関する理解を促進するため、「新しい認知症観」の周知啓発に取り組みます。
高齢化の進展に伴い、今後、働き盛りの世代の家族介護者が増加すると考えられ、家族介護者の仕事と介護の両立に向けた支援が必要になることから、介護休業制度の周知を図ります。
家族介護者の負担軽減等を目的に、家族介護教室を開催し、認知症の人本人の状態に応じた適切なサービスが利用できるよう、介護支援専門員や地域包括支援センターの相談支援体制の強化に取り組みます。
家族同士のピア活動や介護専門職との情報共有のための認知症カフェの活用や、認知症の人と家族の会への紹介等、家族介護者支援に向けた取り組みを推進します。

イ）徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
延登録者（人）	278	298	328	358	388	418

【概要】
徘徊により行方不明の恐れのある認知症高齢者等の情報を警察署・地域包括支援センター・民生委員等の関係機関で共有し、行方不明時の早期発見による当該徘徊高齢者等の安全の確保及び、その家族への支援を実施しています。
【第 10 期方針】
事前登録制度及び二次元コードシールを用いたシステムの周知を図ることにより、徘徊高齢者等の早期発見・保護につなげます。また、特に二次元コードシールの理解促進を図るため、医療機関・介護サービス事業所や民生委員等の関係機関・団体のほか、認知症サポーター養成講座を活用し、地域住民等への幅広い周知をさらに進めます。加えて、警察官が発見した場合は、発見時に事前登録制度の活用について本人、家族に説明し、窓口への相談を促す等、多角的な支援につなげます。

⑩ 認知症バリアフリーの推進

【概要】

認知症の人本人の状況に合った社会参加が可能となるよう、地域で暮らし続けるための困り事、障壁を減らしていくための様々な取り組みを実施しています。

【第 10 期方針】

地域住民のほか、子ども・学生といった若年層、さらに認知症の人と関わることが多いと想定される小売業や金融機関等、幅広い職域のサポーターを養成し、認知症に関する理解促進に取り組みます。（再掲）

認知症があっても、安全に外出できる地域の見守り体制づくりとともに、行方不明になった場合でも、早期発見・保護ができるよう、徘徊高齢者等支援事業（事前登録制度「かえっぺ」）を推進します。（再掲）

認知症により、判断能力が十分でない人であっても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、置賜成年後見センターを中心とした権利擁護に関する専門的な支援を実施します。

消費者としての認知症の人を守るため、地域で見守る体制である消費者安全確保地域協議会や消費生活センターと連携し、消費者被害防止に取り組みます。

特に認知症サポーター内の住民サポーターを核として、認知症の人とその家族もチームの一員として活動するチームオレンジを立ち上げ、近隣チームによる支え合い・助け合いの地域共生社会の実現を目指します。

企業等が認知症サポーター養成講座を受講し、併せてよねざわ健康長寿応援団に登録し、地域で暮らし続けるための障壁を減らしていくための様々な取り組みを行い、地域の人のこころの健康を推進します。

⑪ 若年性認知症の人への支援

【概要】

若年性認知症に関する支援体制を構築するため、若年性認知症支援コーディネーターと認知症地域支援推進員及び地域包括支援センターとの情報交換等、ネットワーク構築を実施しています。

【第 10 期方針】

若年性認知症に関する理解を促進するため、認知症サポーター養成講座を通じて、若年性認知症に関する正しい知識を伝えます。

若年性認知症に関しては、発症年齢が若いということから、認知症の人とその家族の心理的な負担、経済的な問題や就労、年金の取得等、高齢者の認知症とは異なる問題があることから、様々な制度やサービスを利用する必要があり、幅広い知識や情報が必要となります。

そのため、若年性認知症に関する相談のワンストップ機能を担う、山形県認知症相談・交流拠点さくらんぼカフェに配置された若年性認知症支援コーディネーターの支援を受け、連携を図りながら必要な対応を実施します。

⑫ 地域の見守り体制の構築支援（チームオレンジの整備）

【概要】

認知症であってもなくても、同じ地域で共に生きる「地域共生社会の実現」を目指し、地域住民や様々な職種の認知症サポーターがチームを組み、認知症の人や家族に対する生活面の早期からの支援等を行う仕組みである「チームオレンジ」の整備を実施しています。

【第 10 期方針】

認知症に関する理解促進、啓発活動として認知症サポーター養成講座を通じ、幅広い世代の住民サポーターと様々な業種の職域サポーター等、チームオレンジのメンバーとなり得るサポーターの養成に取り組みます。併せて、シューイチ体操倶楽部等の地域で活動する団体に対し、たとえ参加者である仲間が認知症になっても、引き続き共に活動する団体となるよう、支え合い・助け合いの意識の醸成を図りながら、既存の活動団体をチームオレンジに転換できるよう取り組みます。

施策 3）在宅医療・介護連携体制の充実

在宅医療・介護連携推進事業は、医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供し、切れ目のない在宅医療･介護の提供体制の構築を推進するために、地域の実情を把握・分析したうえで、住民や地域の医療・介護関係者と地域の目指すべき姿等を共有し、医療機関と介護事業所等の関係者との協働・連携を推進することを目的としています。（在宅医療・介護連携推進事業の手引き Ver.4 より）

【取り組み】

在宅医療・介護連携推進事業（在宅医療・介護連携支援センターの運営）

【概要】

在宅医療・介護連携支援センターを中心として在宅医療・介護連携に関する相談への対応、医療・介護関係者の情報共有支援、会議や研修会を開催し、切れ目ない在宅医療と在宅介護の提供体制を構築しています。

【第 10 期方針】

85 歳以上人口の増加に伴う医療・介護の複合ニーズに対応するため、在宅医療・介護連携支援センターを中心に、医療・介護関係事業所からの連携に関する相談に対応し、医療・介護関係者の情報共有と連携体制の確保を支援します。また、合同会議や研修会の開催等に取り組みます。

看取りに関する地域住民と関係者の意識の共有を図る取り組みとして、米沢版エンディングノート「おしょうしなノート」の普及に努めます。また、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応について、関係機関等との協働・連携強化に取り組みます。

切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進のため、在宅医療・介護連携支援センターが中心となり､｢在宅医療処置一覧｣の情報更新および関係機関への配布を行います。

認知症の人への対応力を強化していく必要もあることから、認知症総合支援事業や生活支援体制整備事業等、共通点の多い事業との連携を図り、効率的・効果的な実施に努めます。

施策 4）社会参加と生きがい対策

生産年齢人口が急激に減少する「2040 年問題」を見据え、社会活力の維持と介護予防の推進には、アクティブシニア（就労の意欲や豊かな経験・知識を持った高齢者）が、地域を支える主体として活躍できる環境整備が不可欠です。

高齢者がこれまでに培った豊かな経験や知識を活かし、多様な就労、生きがい、社会参加を持ちながら、地域社会を支える力として活躍できるまちづくりを目指します。

【取り組み】

① 高年齢者労働能力活用事業（米沢市シルバー人材センターの運営支援）

【概要】

高齢者のライフスタイルに合わせた就業等の機会を提供するとともに、社会参加を通じて、健康で生きがいのある生活の実現を目指しています。

【第 10 期方針】

会員数や就業率向上を目指し、シルバー人材センターが主体的に企画立案する事業等に対して、引き続き連携協力を図ります。

② 生きがいと創造の事業

【概要】

高齢者が持っている豊富な経験と知識、趣味や研修で習得した技能を生かし、参加した仲間と一緒に意欲的に創造活動や生産活動を行うことで老後の生きがいをより一層高め、心身の健康と潤いある生活を図ることを目的に実施しています。

【第 10 期方針】

日々活動している姿や展示会の様子などを若いシニア世代へ周知し、高齢になっても仲間と一緒に意欲的に活動する大切さを広めていきます。

③ 敬老祝金等支給事業

【概要】

高齢者に対して、敬老の意を表し、併せて敬老思想の高揚を図ることを目的としています。米寿（88 歳）の方については、令和 6 年度までは寿詞及び額の贈呈でしたが、令和 7 年度からはメッセージカードの郵送へ変更しました。100 歳（長寿）の方には、寿詞と併せて敬老祝金（10 万円）を、101 歳以上の方には、メッセージカード及び記念品（笹野一刀彫の干支）を贈呈しています。

【第 10 期方針】

高齢者のための福祉事業として対象者の意見を反映し、随時あり方を検討します。

【支え合い・助け合い】

中ビジョン４：心身の状態に合わせて、自分らしい暮らしを続けていくことができる

（1）第 9 期振り返り・第 10 期の方針

第 9 期では、地域での支え合いや助け合いを大切にし、高齢者が自分らしい生活を続けられるよう支援していくため、多種多様な事業の推進に取り組みました。具体的には、置賜成年後見センターの運営、成年後見制度利用支援事業や介護人材育成の研修会を開催しました。

第 10 期でも、地域での支え合いや助け合いを大切にし、住み慣れた地域での自立した生活を継続できる社会の実現を目指します。

（2）各施策について

施策 1）尊厳ある暮らしと権利擁護支援の充実

住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を送ることができるという、人としての基本的な権利を守るため、権利侵害の対象になりやすい高齢者、あるいは自ら権利主張や権利行使することが困難な状況にある高齢者に対して、権利擁護の支援に取り組みます。

また、令和 4 年 4 月からは認知症等により判断能力が十分でない者の権利を尊重し擁護することにより、一人ひとりが住み慣れた地域で安心して生活できるよう成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを図るため、置賜地域の中核となる機関として「置賜成年後見センター」を設置しています。

また、少子高齢化の進展や頼れる身寄りのいない高齢者に生じる諸問題への支援ニーズの高まりにより、人生の最終段階における自身の意思決定に対する関心が高まっています。頼れる身寄りのいない高齢者の終活情報を登録し、万が一の時の連絡体制を構築することにより、高齢者が将来への不安を軽減し、安心して日々を過ごすことを目的とした「（仮称）終活情報登録事業」を実施するための体制を整備します。

【取り組み】

① 置賜成年後見センターの運営

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
置賜成年後見センター主催研修会受講者数（人）	496	363	400	400	400	400

※指標(実績・目標)は、全体研修会を除いた、「センター主催研修会受講者数」へ変更します。
（令和 6 年度は、「地域住民向け研修会」の回数増により、全体受講者数が増となりました。）

【概要】

置賜地域の権利擁護支援の中核的な役割を担う「置賜成年後見センター(令和 4 年 4 月設置)」(以下、「センター」という。)を運営し、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用に取り組むことで、住民が住み慣れた地域で安心して生活できることを目指しています。また、置賜地域での権利擁護支援が推進されるよう、各市町や関係機関からの二次的相談、研修会の実施、後見人等の選任がスムーズに行われるよう受任調整会議の開催等を実施しています。

【第 10 期方針】

第 9 期(実績)、第 10 期(目標)の「市民後見人養成者数」を、「置賜成年後見センター主催研修会受講者数」へ変更します。令和 6 年度から、県が「山形県権利擁護人材育成事業」として県内全域を対象に市民後見人養成研修を実施したことから、センター主催での市民後見人養成を見送ることとなりました。令和 8 年度以降は、直接的な養成は行わず、住民や民生委員等を対象に意識醸成に向けた「市民後見人の下地づくりのための研修会」として周知啓発を図ります。また、今後の指標(目標)については、全体研修会を除いたセンター主催の研修会受講者数とします。さらに、センターの法人後見機能を最大限活用するため、受任者のリレー(専門職や法人後見機関への引き継ぎ)方針の確立を図っていくなど、成年後見制度の利用促進と円滑な制度運用ができる体制づくりを引き続き行います。

② 高齢者虐待防止対策の推進

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
研修会等実施回数（回）	4	5	5	6	7	8

【概要】

高齢者虐待の防止対策に向けて、高齢者権利擁護相談員を配置し、適切な行政権限行使により、虐待を受けている高齢者の保護及び虐待を行った養護者に対する相談、指導又は助言等を行い、発生した虐待の要因等を分析し、再発防止に取り組んでいます。

また、養介護施設従事者等による虐待の防止のため、虐待防止研修会等の支援を行っています。

【第 10 期方針】

法的に虐待防止対策を義務付けられた介護サービス事業者だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホーム等も含め、虐待防止や権利擁護に関する知識・介護技術等の習得の機会となるよう、研修会等の実施について支援を行います。

③ 高齢者消費者被害防止（消費者見守りサポーター等の養成）

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
養成講座開催数(回)	23	21	25	25	25	25
養成数(人)	231	208	361	300	400	400
養成者数(延人数)	2,799	3,007	3,268	3,568	3,968	4,368

【概要】

高齢者の消費者被害に係る知識を備えた「消費者見守りサポーター」を養成し、地域の多様な主体との連携による地域の見守りネットワークを推進することにより、高齢者の消費者被害防止を図り消費者にとって安心・安全な地域づくりを行っています。

【第 10 期方針】

米沢市消費者安全確保地域協議会の設置により、消費生活センターに相談しやすく、また様々な機関による支援体制が整備されたことを消費者見守りサポーター養成講座で周知することにより、さらなる高齢者の消費者被害防止の推進を図ります。

④ 成年後見制度利用支援事業（申立経費、成年後見人報酬の支援）

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
申立て費用助成件数（件）	6	2	10	10	10	10
成年後見人等への報酬助成件数(件)	5	8	8	8	8	8

【概要】

判断能力が不十分な認知症高齢者等に対し、所得の低い人でも成年後見制度を利用しやすくするために、申立てに関する支援や経費の助成、成年後見人等への報酬助成を行っています。

【第 10 期方針】

申立て費用助成件数、成年後見人等への報酬助成件数は、年々増加傾向にあります。費用を負担することが困難な人に対し助成を行うことで、安心して制度利用できるよう引き続き、成年後見制度の利用促進を図ります。

⑤ （仮称）終活情報登録事業【新規】

【概要】

「(仮称）終活情報登録事業」を新設し、頼れる身寄りのいない高齢者自身の終活に関する情報（緊急連絡先、医療・介護に関する意思、財産・葬儀等）を、事前に登録・共有できる仕組みを整備します。これにより、高齢者の尊厳ある暮らしと人生の最終段階を支援するとともに、不測の事態に備え、親族等の負担軽減と緊急時における関係機関（医療機関、警察、消防等）との円滑な連携を図ります。

【第 10 期方針】

先進自治体を参考にしながら体制を整備し、「(仮称）終活情報登録事業」を実施していきます。

施策 2）過不足のない介護給付の提供・支援

介護給付を必要とする人が真に必要とするサービスを、介護サービス事業者が過不足なく適切に提供できるように、利用者や家族と介護サービス事業所が目的を共有しながら協働して取り組むように働きかけ、介護給付の適正化を一層推進します。

また、利用者やその家族等が介護保険制度を正しく理解し適切に利用できるように周知を図ります。

介護給付の適正化を図るために実施するケアプラン点検については、介護給付適正化システムを活用し、効果的なケアプラン点検を行います。

要介護・要支援認定を速やかに実施するためには、申請受付から認定するまでの期間を短縮することが必要となり、介護認定審査の効率化を図ることが重要となります。そのため、ＩＣＴを活用した介護認定事務の効率的な実施方法を研究します。

【取り組み】

① 要介護認定の適正化

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
認定調査保険者実施率（%）	64.9	65.6	59.5	62.0	62.5	63.0

【概要】

認定調査保険者実施率の向上を図るとともに、委託調査票の全件点検を実施しています。また、山形県主催の介護認定審査委員及び認定調査員の研修を受講し、適正な要介護認定を行います。

【第 10 期方針】

全国一律の認定調査員テキストに沿った漏れのない正確な調査を実施していくため、市調査員が同じ基準で調査を実施していくよう、研修等により研鑽を図ります。

また、居宅介護支援事業所等に委託した認定調査票の全件点検を引き続き実施し、調査内容の整合性についての確認、指導を行うとともに、市調査員による認定調査の実施率向上を図る等、更なる適正化に努めます。

② 介護支援専門員の質の向上

ア）面接によるケアプラン点検

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
点検数（件）	44	46	42	40	40	40

イ）自立支援型地域ケア会議

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
検討数（件）	47	44	48	48	48	48

【概要】

介護支援専門員との面接によるケアプラン点検や地域ケア会議における点検のほか、ケアプラン新規作成分の内容確認及び指導を行い、自立支援に資するケアマネジメントによるケアプラン作成の支援を実施しています。

【第 10 期方針】

テーマを絞ったケアプラン点検に加え、国民健康保険団体連合会の介護給付適正化システムにより抽出される給付実績等の帳票を活用した点検を実施することで、介護支援専門員の質の向上を図るとともに介護給付の適正化に努めます。

③ 住宅改修アドバイザー事業利用の推進

住宅改修アドバイザー事業利用数(件)

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
利用数（件）	3	3	3	5	5	5

【概要】

介護・介護予防給付の住宅改修を希望する方に、作業療法士等の専門職を住宅改修アドバイザー事業として派遣し、助言や指導を実施しています。

【第 10 期方針】

住宅改修アドバイザー事業について、引き続き周知及び、利用促進を図っていくとともに、利用申請者に対しスムーズな専門職派遣をするよう、介護支援専門員等と連携に努めます。

④ 医療情報との突合・縦覧点検

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
点検数（件）	39	123	60	60	60	60

【概要】

山形県国民健康保険団体連合会へ委託し、医療情報と介護保険の給付情報の突合や、複数月にまたがる介護報酬の支払状況の点検し、医療と介護の重複請求や請求内容の誤り等を確認しています。

【第 10 期方針】

介護給付と後期高齢者医療や国民健康保険の医療情報との突合や、介護報酬の支払い状況を確認する縦覧点検について、山形県国民健康保険団体連合会への委託により実施し、不適切な請求等の確認等を行うことで、介護給付の適正化を図ります。

⑤ 介護サービス相談員派遣事業

介護サービス事業所への派遣数（回）

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8（見込）	R9	R10	R11
介護サービス相談員派遣数(回)	213	162	180	200	200	200

【概要】

介護サービス事業所に介護サービス相談員を派遣し、介護サービス利用者の疑問や不安等を受け付け、問題の発見や提起、解決策の提案などを通じて、同事業所の自発的な解決を促すことで、介護サービスの質の向上を図っています。

【第 10 期方針】

通所介護事業所等の介護サービス事業所のほか、サービス付き高齢者向け住宅及び有料老人ホームを訪問対象施設に加え訪問活動を行います。介護サービス相談員が訪問しやすい環境づくりをし、面談により利用者の日常的な思いを直接確認した上で、事業所側に

フィードバックすることで、利用者と事業所との橋渡し役を担うとともに、課題を共有し改善策を検討する等、サービスの質の向上に取り組みます。

施策 3）家族介護者への支援

少子高齢化や高齢者のみ世帯の増加、家族構成の変化等を背景に、介護離職、仕事と介護や子育てと介護の両立、老老介護、遠距離介護、ヤングケアラー等、課題は多様化しており社会的な課題となっています。

家族介護者の身体的・精神的負担軽減や慰労を目的としていた「家族介護者交流支援事業」は、参加者の減少と、介護支援専門員や介護サービス事業者による支援が充実したことを背景に、令和 6 年度をもって廃止となりました。令和 7 年度からは、家族を介護している方の介護負担の軽減を目的とした「介護教室（家族介護者支援事業」」に統合し、介護知識・技術の習得を支援する形へ移行しています。

また、介護に関する相談支援、情報提供、介護技術の普及、レスパイト支援等を推進するとともに、地域や関係機関と連携を強化し、介護者の負担軽減と介護離職の防止を図ります。さらに、介護者の身近な相談窓口となる介護支援専門員や地域包括支援センターにて、家族介護者を要介護者等の介護力として支援するのではなく、家族介護者の生活も支援する視点を持ち、介護を必要とする高齢者と家族介護者の両方を相談支援対象者として同等に捉え、課題に応じた専門及び関係機関につなぎ早期解決を図れるよう、幅広い関係機関等との連携体制を構築します。

【取り組み】

① 介護教室の開催（家族介護者支援事業）

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
開催回数(回)	2	2	2	2	2	2
参加者数(人)	22	24	30	30	30	30

【概要】

家族介護者の介護負担の軽減を図るため、在宅で介護を行う家族に対し、介護の知識や介護の技術に関する内容を取り入れた「介護教室」を開催しています。

【第 10 期方針】

介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の結果をもとに、家族を介護されている方が必要としている情報を提供できるよう、介護教室を通して介護知識・技術を学ぶ機会を提供します。

② 紙おむつ給付事業

【概要】

寝たきり高齢者等に対し紙おむつの給付を行うことにより、清潔で快適な生活を過ごせるよう支援し、経済的負担軽減を目指しています。

対象者は、65 歳以上の寝たきりまたは認知症高齢者で常時失禁状態にある人で、世帯全員の市民税額が 13 万円以下の世帯としています。また、給付券の額は、介護保険法の要介護 3・4・5 の認定を受けた人及び寝たきり障がい者については、市民税非課税世帯の人で月 7,000 円、市民税課税世帯の人で月 5,000 円、要介護 2 以下の認定を受けた人等で一定の要件に該当する人については、市民税非課税世帯の人で月 4,000 円、市民税課税世帯の人で月 3,000 円の給付券を支給しています。

【第 10 期方針】

当該高齢者の清潔で快適な生活及び介護者支援を図るため事業継続していくとともに、給付要件について、実情に合わせて内容を検討します。

③　訪問理美容助成事業

【概要】

寝たきり状態にあることや身体の障がい等の理由により理髪店や美容院に出向くことが困難である概ね 65 歳以上で介護保険における要介護度が 3・4・5 の人や重度身体障がい者(下肢障がい 1・2 級)等に対し、自宅への出張訪問に要する費用の一部を助成しています。

【第 10 期方針】

当該高齢者の在宅生活を支援するため、継続して実施します。

施策 4）地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域でその人らしい生活が送れるよう支援するために、介護保険サービスをはじめ、保健・医療・福祉・権利擁護等の関係機関と連携し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援し、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組みます。

センターの現状と課題を適切に把握し、適切な人員体制の確保、センター間及び行政との業務の役割分担の明確化と連携強化、ＰＤＣＡの充実による効果的な運営の継続という観点から、国が策定している評価指標等による評価を行い、センターとの協議による業務改善・体制整備・職員の資質向上に努めます。

施策 5）利用者負担の軽減

所得の低い人は、利用者負担額の支払いが困難という理由から必要なサービスの利用を控えてしまい、重度化する恐れがあります。介護を必要とする人の経済的な不安を解消し、経済状況によらず公平にサービス利用ができるようにするため、利用者の経済的負担の軽減を図ります。

【取り組み】

①　米沢市介護保険居宅サービス等利用者負担額助成事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
助成数（件）	683	622	620	620	630	640

【概要】

本市独自の低所得者支援策として、居宅介護サービス費等の利用者負担の支払が困難な方を対象とし、当該利用者負担額の一部助成を実施しています。

【第 10 期方針】

対象者となる人がこの助成事業を利用できるように、広報よねざわへの掲載や、介護認定更新申請案内時に事業内容や対象者を掲載する等、周知を図ります。

また、居宅介護支援事業所に対し、対象と思われる利用者への勧奨について働きかけます。

② 社会福祉法人等による利用者負担額軽減制度

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
実施法人数（個）	3	2	3	4	4	4
確認証交付件数（件）	3	4	4	5	5	5

【概要】

介護保険サービスを行う社会福祉法人が、生計が困難な低所得者に対して独自に利用者負担額の一部を軽減していますが、その軽減した一部について助成を実施しています。

【第 10 期方針】

社会福祉法人に対し、低所得者・生計困難者の負担軽減を図ることを目的とした「社会福祉法人による生計困難者等に対する利用負担軽減制度」の趣旨を御理解いただき、社会的役割の一環として御協力をお願いするとともに、ホームページへ掲載し制度周知を図ります。

施策 6）生活支援サービスの充実

高齢者の在宅生活の継続に必要とされるサービスや地域資源の把握、関係者のネットワーク化等を通じて、住民やＮＰＯ、民間企業等の多様な主体によるサービス提供が可能となるよう、協働体制の充実・強化を推進します。

また、高齢者自身が生活支援の担い手となり、社会参加・社会的役割を持つことで生きがいや介護予防につながっていく、地域の支え合いの体制づくりに取り組みます。

【主な取り組み】

① 生活支援コーディネーターの配置

ア）生活支援コーディネーター配置数

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
配置数(人)	5	5	5	5	5	5

イ）生活支援コーディネーター訪問活動数

	第 8 期(実績)			第 9 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
訪問活動数（回）	397	537	540	550	550	550

ウ）第２層協議体開催数

	第 9 期(実績)			第 10 期(目標)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
開催数（回）	2	0	0	1	1	1

【概要】

生活支援コーディネーターの配置、協議体の設置により、支え合いによる地域での活動を推進するとともに、多様な主体による生活支援提供体制の整備を推進しています。

【第 10 期方針】

生活支援コーディネーターが地域を訪問して様々な活動を把握し、地域包括支援センターや介護支援専門員と連携して、地域で必要とされる生活支援に関する検討を重ねるとともに、自立支援型地域ケア会議を通して、地域課題の把握、地域資源の発掘、住民主体の支え合い活動の充実を図ります。

② 高齢者等生活支援事業（生活援助員の派遣）

【概要】

在宅の概ね 65 歳以上の単身世帯や高齢者世帯で、日常生活上の援助が必要な人が介護を必要とする状態になることを予防するために、日常生活において、不用となった日常生活用品の排出(ゴミ出し等)、自宅の軽微な修繕等の軽度な支援を行う生活援助員を派遣しています。

【第 10 期方針】

高齢者の在宅生活を支える事業として、継続して実施します。

③ 愛の一声事業

【概要】

市内に居住する 70 歳以上の単身または高齢者のみ世帯に対し、乳酸飲料を支給しながらその安否を確認するとともに、日常生活に生きがいと楽しみを与え、在宅福祉の増進を図る目的で実施しています。

【第 10 期方針】

単身または高齢者のみ世帯の安否確認や見守り機能として実施しましたが、他事業との兼ね合いを踏まえ、事業のあり方を検討します。

④ はり、きゅう、マッサージ等助成

【概要】

70 歳以上の高齢者が、はり、きゅう、マッサージ等の施術を受ける際に、市が一回につき 1,000 円を限度に年間 10 枚の助成券を交付し、高齢者の健康保持を図ることを目的に実施しています。

【第 10 期方針】

高齢者の健康の保持と心身の安らぎにつながるよう、継続して実施します。

⑤ あんしん電話事業

【概要】

概ね 65 歳以上の高齢者等の家庭に緊急通報機器を設置し、家庭内での急病、事故等により救援を必要とする場合、機器を通じて受信センターに通報し、速やかな救援活動を行っています。

【第 10 期方針】

住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、事業の継続を図ります。

施策 7）地域共生社会の理念啓発・社会の構築

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」の関係を超え、住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が「丸ごと」つながることで、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現が求められています。

そのために、生活課題が多様化する世帯が増加している状況を踏まえ、本市では、生活困窮・障がい・子ども・高齢者等の分野における相談支援業務をワンストップで行う福祉総合窓口を社会福祉課に設置し、切れ目のない相談支援に取り組んでいます。特に複合的な課題を抱える世帯の対応については、相談内容に応じ、支援対象となる人本人やその世帯の状況を訪問して把握し、関係課との協議により世帯全体の支援方針を決定する伴走的支援を実施しています。

本市では、各課の相談窓口や相談拠点の設置形態、既存事業の連携状況等を踏まえ、現行の組織体制を維持するなかで分野間のシームレスな連携体制を図り、本市の実情を踏まえた重層的な支援体制を構築しています。

また、地域の関係機関・団体等と協働し、各分野の支援の取り組みを一体的に実施することにより、分野を超えた多様な支援機関等の関係性の構築、連携強化が期待されます。それらのコーディネートを通じ、地域活動の活性化や支え合い・見守り等の取り組みの促進、社会参加の場の創出等が自発的に生まれる地域の醸成を図り、人と人、人と地域がつながり合う地域共生社会の実現を目指して取り組みます。

施策 8）介護人材確保及び業務効率化の取組

少子高齢化の進展により、介護人材不足は一層深刻な状況になることが懸念されます。

介護職に限らず、介護分野で働く人材の確保・育成を行い、介護現場全体の人手不足対策を進めることが重要です。

まず、介護現場で働きやすい環境づくりを進めるため、介護保険事業所運営指導及び集団指導において、同事業所に対しハラスメント対策に関する指導を引き続き行います。また、介護現場における文書負担軽減のため、国が示す方針に基づき個々の申請様式・添付書類の簡素化を進め、電子申請・届出システムについても、原則利用することとします。あわせて、介護現場の業務効率化と職員の負担軽減を図るため、ＩＣＴ機器や介護ロボットの導入を支援する導入支援補助金（山形県）の継続的な活用促進を図っていきます。

また、地域包括ケアシステムの深化・推進のため、介護情報基盤を令和 10 年 3 月末までに導入します。

これにより、要介護者の状態や利用サービスのデータを効率的に集約・分析し、個別のニーズに応じた適切なサービスを提供や、情報連携をします。

【取り組み】

① 趣旨普及事業

	第 9 期(実績)		
	R6	R7	R8
実施事業	介護技術に関する研修会 （参加者：85 人）	介護職の魅力向上に係る情報発信	介護職の魅力向上に係る情報発信

	第 10 期(目標)		
	R9	R10	R11
予定事業	介護職の魅力向上に係る情報発信	介護職の魅力向上に係る情報発信	介護職の魅力向上に係る情報発信

【概要】

介護保険制度の健全かつ円滑な運営に資する事業の企画・実施や人材確保に向けて市民や学生を対象とした介護職の情報発信を実施した状況は上記のとおりです。

【第 10 期方針】

介護を支える人材の確保が喫緊の課題です。新たな介護人材の安定的な確保と定着を促進するため、引き続き、県と連携しながら、市民や学生を対象とした介護職の魅力向上につながる情報発信を行います。

② 介護保険事業所運営指導及び介護保険事業所集団指導

運営指導（指導事業所数）	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
地域密着型サービス（数）	15	14	11	14	12	11
居宅介護支援事業所（数）	8	10	13	8	10	12

【概要】

介護保険事業所に対する指導監督業務は、高齢者の尊厳を保持し良質なケアが提供される体制を継続させること及び高齢者への虐待、不必要な身体拘束を防止することにより、介護保険制度への信頼性を維持し、制度の持続可能性を高めるための重要な役割の一翼を担っています。

【第 10 期方針】

制度の趣旨を踏まえ、本市で指定している介護保険事業所に対し指定期間（6 年間)の間に 2 回(3 年に 1 回）実施できるよう計画・実施していきます。また、苦情・告発等により提供された情報に基づき、個々の事業者に対し指導を行う際には、適正化システムの情報を活用し対応します。

介護保険事業所集団指導は、毎年度 1 回実施することとし、制度改正や介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬の内容などについて、介護保険事業所に指導・周知します。

施策 9）災害や感染症対策に係る体制整備

日頃から介護サービス事業所と連携し、避難訓練の実施や感染防止策の周知啓発を行い、不測の事態であっても、適切な対策の実施及び継続的なサービス提供に向けた支援を行います。また、地域包括支援センターにおいても、災害時にも相談支援を継続できるよう、地域包括支援センターの業務継続体制を整え、平時から訓練と関係機関との連携を進めます。

介護サービス事業所では、令和 6 年 4 月から業務継続計画の策定が義務化されました。運営指導等の場面を通じて、業務継続計画に向けた研修や訓練の実施に関し、助言等を行います。あわせて、いわゆる「災害弱者」として分類される避難行動要支援者（要介護 3～5 の認定者）が、災害時にどのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ自ら確認し、介護支援専門員と連携し個別避難計画を作成します。

円滑かつ安全な避難行動を可能とするため、災害時の支援拠点となる介護施設等の把握や、平時から役割分担や連絡体制を確認し、災害等が発生した場合には、米沢市地域防災計画や米沢市新型インフルエンザ等対策行動計画等に基づき対処します。

【住まい】

中ビジョン 5：自分に合った住まいや住まい方の選択ができる

(1) 第 9 期振り返りと第 10 期の方針

第 9 期では、それぞれの悩みや不安に応じたサービスを提供や、いつまでも住み慣れた地域で自分らしく生活していけるような環境整備を支援し、自分に合った住まいや住まい方を選択できるようにしました。

第 10 期では、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを継続できるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を目指します。

(2) 各施策について

施策 1) 住まいの環境整備の支援

住まいの環境を整備することで、転倒等への不安軽減と日常生活の自立支援を図り、介護が必要になっても、可能な限り住み慣れた地域で暮らし続けられるよう支援します。

高齢者がいつまでも安全にかつ安心して暮らせるように、多方面からの関わりによる事業を推進し、住まいの環境整備を支援します。

【取り組み】

① 住宅改修費支給事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
助成件数（件）	178	182	200	200	200	200

【概要】

要介護・要支援認定者が行った住宅改修で、市が自立支援や環境整備に資するものと認めたものに対し、20 万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給しています。

【第 10 期方針】

安心･安全な住環境の整備のため､職員が福祉住環境コーディネーターの資格を取得し､専門知識を生かした助言や確認ができる体制を整備します。また、住宅改修アドバイザー事業を活用した専門職との連携を強化します。利用者に対しては、施工業者の複数見積りについて勧奨し、適切な価格や内容を選択できるように支援します。

② 福祉用具購入費支給事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
助成件数（件）	326	238	280	280	280	280

【概要】

要介護・要支援認定者が県指定の福祉用具販売事業所から福祉用具を購入したものに対し、同年度で 10 万円を上限に利用者負担分を除いた額を支給しています。市へは購入後の

申請となるため、介護支援専門員や福祉用具専門相談員の判断や助言が重要となります。

【第 10 期方針】

専門職と連携を図りながら、職員が福祉住環境コーディネーターの資格を取得し、専門的な助言や確認ができる体制を整備します。

③ 高齢者等除雪援助員派遣事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
登録者数（人）	475	496	520	520	520	520

【概要】

冬期間でも支障なく自立した生活ができるよう、単身高齢者等に対して除雪援助員を派遣し、道路から玄関までの生活道を確保しています。範囲は、公道から玄関までの生活道で、回数は 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間で 10 回までです。（一部地域は 12 回）

【第 10 期方針】

必要とする方に事業の案内が漏れなく届くように、引き続き民生委員や居宅介護支援事業所等に協力を求めるほか、ホームページや広報で周知啓発を強化します。また、今後も申請書をホームページへ掲載することで、遠方に住む親族の利便性や手続きの簡素化を図ります。

④ 高齢者等雪下ろし助成事業

	第 9 期(実績)			第 10 期(見込)		
	R6	R7	R8(見込)	R9	R10	R11
登録者数（人）	1,201	1,075	1,100	1,100	1,100	1,100

【概要】

住居の屋根の雪下ろし等を自力で行うことが困難な単身高齢者等に対して、雪下ろしに要した費用の一部を助成しています。回数は 12 月 1 日から翌年 3 月 31 日の間に行った雪下ろしに対して 3 回まで（一部地域は 4 回)、一回当たり 10,000 円を上限に助成しています。

【第 10 期方針】

必要とする方に事業の案内が漏れなく届くように、引き続き民生委員や居宅介護支援事業所等に協力を求めるほか、ホームページや広報で周知啓発を強化します。また、今後も申請書をホームページへ掲載することで、遠方に住む親族の利便性や手続きの簡素化を図ります。

施策 2）高齢者の住まいの確保

高齢者等の生活特性に配慮したバリアフリー化された公営住宅に、生活援助員（ライフサポートアドバイサー）を配置し、高齢者が自立した生活を送ることができるように、生活の相談や緊急時の対応等に応じるとともに、緊急通報システムにより入居者の安否確認等を行います。

また、家庭環境や経済的な理由等により、在宅生活が困難になった高齢者に対して、必

要な生活の支援や相談等を行います。

県との間で、住宅型有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅に関する情報の連携を図ります。

【取り組み】

① シルバーハウジング生活援助員派遣等事業（市営住宅塩井町団地におけるライフサポートアドバイザーの配置）

【概要】

市営住宅塩井町住宅の一部の居室に緊急通報装置等を設置し、生活援助員による安否確認、緊急時の対応、生活に関する相談等の支援を行っています。

【第 10 期方針】

研修等で生活援助員の資質向上を図り、対象となる高齢者が安心して自立した生活を送ることができるように支援します。

② 老人福祉施設入所

【概要】

65 歳以上の高齢者で、家庭環境や経済的理由等により在宅生活が困難な人について、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

【第 10 期方針】

頼れる身寄りのいない高齢者や複合的な生活課題を有する高齢者に対して、セーフティーネットとしての役割を果たせるよう、関係機関との情報共有や周知啓発を促進します。

③ 高齢者生活支援短期入所事業（ショートステイ）

【概要】

在宅の高齢者が自立した生活を営むことができるようにするため、または高齢者を養護している方が疾病その他の理由により養護することが一時的に困難な場合に、当該高齢者を短期間施設に入所させることで、当該高齢者への指導や支援を行っています。

【第 10 期方針】

高齢者支援に資する事業のため、継続して事業を実施します。

第４章

介護保険事業の見込

推計中、検討中については
今回抜いています。
構成については、９期の第
４章をご参照ください。

1　日常生活圏域の設定

（1）本市の日常生活圏域

平成 18 年度以降、地理的条件や人口等の社会的条件を勘案した日常生活圏域を市町村において設定することとなりました。本市では各圏域の面積や人口、介護保険サービスの供給体制などを踏まえ、第 3 期計画期間より中学校区を日常生活圏域としており、引き続き第 10 期計画期間中も設定することにします。

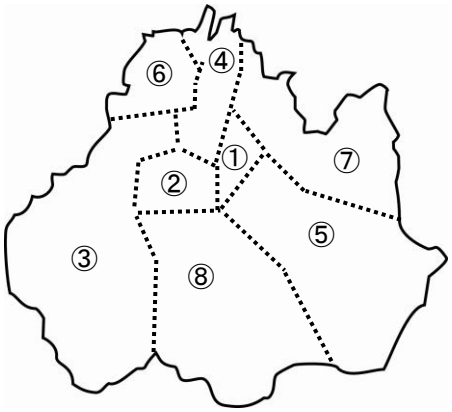

① 第一中学校区圏域
② 旧第二中学校区圏域
③ 旧第三中学校区圏域
④ 旧第四中学校区圏域
⑤ 旧第五中学校区圏域
⑥ 旧第六中学校区圏域
⑦ 第七中学校区圏域
⑧ 旧南原中学校区圏域

2　介護保険サービスの利用状況

（1）介護サービス利用者数の推移

居宅サービス利用者数は減少していますが、地域密着型サービスの利用者が増加しています。

【居宅・施設・地域密着型サービス別利用者の推移】　（各年度 8 月審査分）

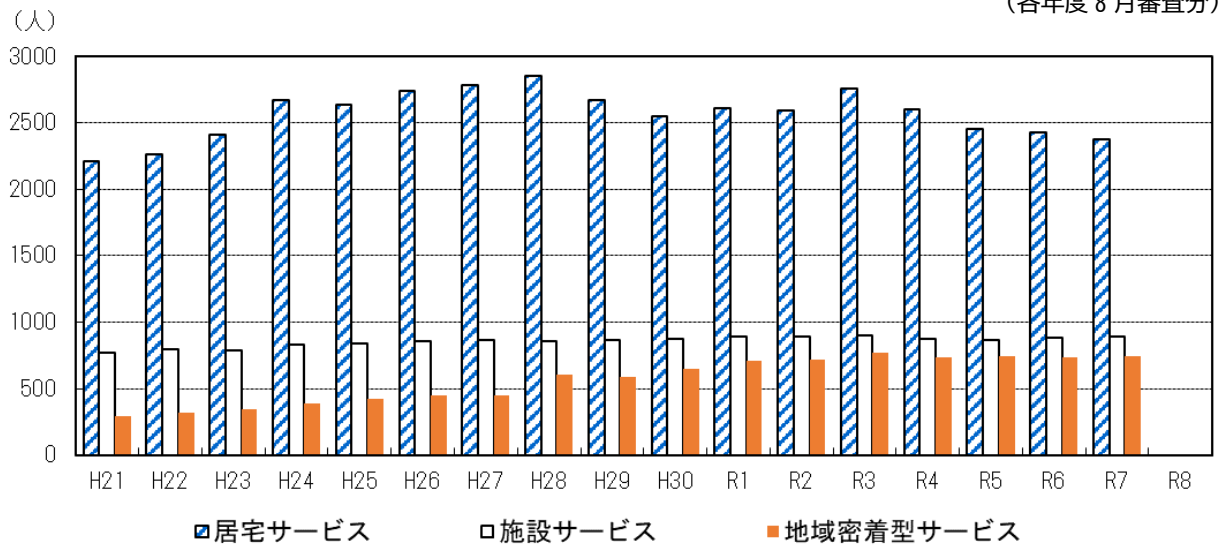

単位：人

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
居宅サービス	2,212	2,266	2,407	2,669	2,636	2,740
施設サービス	771	797	786	828	841	854
地域密着型サービス	296	320	343	386	421	448

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
居宅サービス	2,782	2,849	2,673	2,547	2,605	2,590
施設サービス	868	855	868	877	887	894
地域密着型サービス	453	604	591	645	710	716

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
居宅サービス	2,759	2,604	2,450	2,429	2,378	
施設サービス	898	870	867	885	891	
地域密着型サービス	771	732	743	732	743	

（２）保険給付費の推移

施設サービス費、地域密着型サービス費は増加しています。

【給付費の推移】

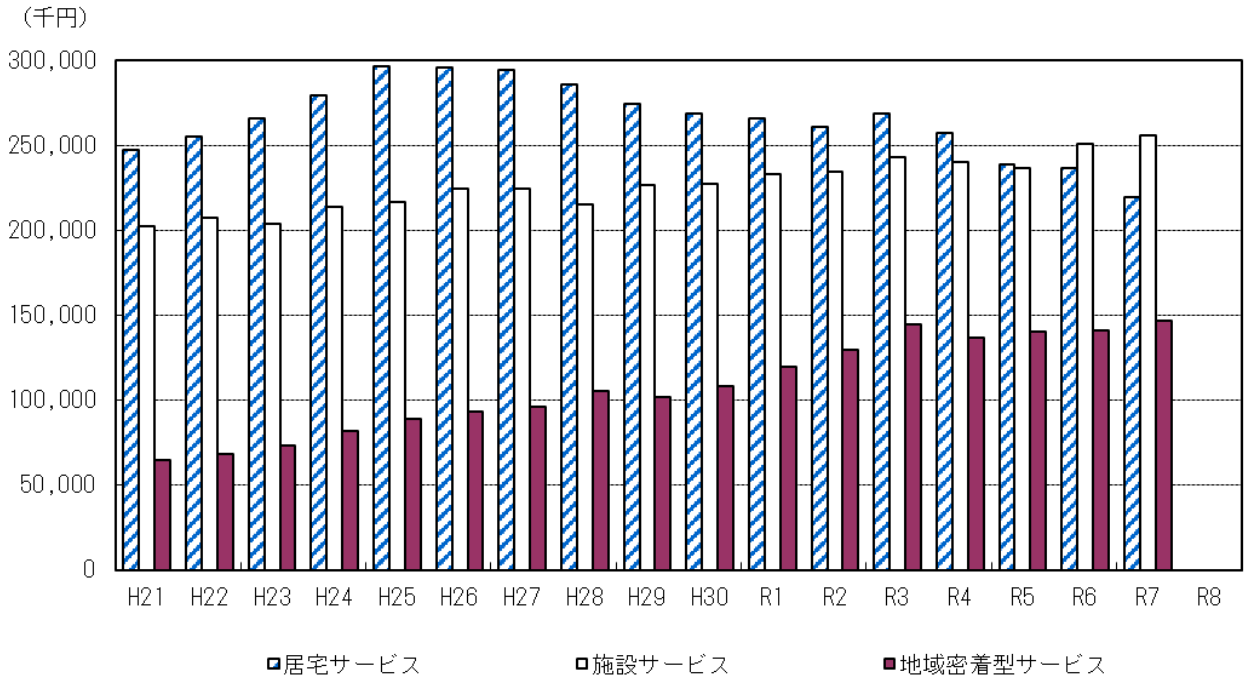

（各年度 8 月審査分）

単位：千円

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年
居宅サービス	247,274	255,308	266,102	279,480	296,704	296,294
施設サービス	202,494	207,394	204,015	214,177	217,033	224,692
地域密着型サービス	64,565	68,306	73,093	81,812	88,870	93,468

	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	令和元年	令和 2 年
居宅サービス	294,470	285,847	274,911	268,816	265,794	261,070
施設サービス	224,356	215,142	226,908	227,454	233,133	234,288
地域密着型サービス	96,207	105,497	101,832	108,437	119,782	129,383

	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年	令和 8 年
居宅サービス	268,751	257,461	239,147	236,637	219,450	
施設サービス	242,972	239,991	237,079	250,990	255,968	
地域密着型サービス	145,054	137,109	140,421	141,215	147,045	